

吉岐市一般廃棄物処理基本計画
(ごみ処理編)

令和3年3月

吉 岐 市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

- 第1節 計画策定の趣旨 1
- 第2節 計画の範囲及び目標年度 5

第2章 地域の特徴

- 第1節 自然環境特性 6
- 第2節 社会環境特性 8

第3章 ごみ処理基本計画

- 第1節 ごみ処理の概要 21
- 第2節 ごみの排出状況 23
- 第3節 ごみ処理の状況 28
- 第4節 ごみ処理行政及びごみ処理技術の動向 35
- 第5節 ごみ処理の評価及び課題 42
- 第6節 基本方針等 47
- 第7節 目標値の設定及び将来予測 49
- 第8節 排出抑制・再資源化計画 59
- 第9節 ごみの適正処理計画 66

第4章 老崎市における循環型社会の構築

- 第1節 島内完結型の循環利用のあり方 73
- 第2節 CO₂排出量の推計 76

資 料 編

注) 本計画書記載の数値は、端数処理や表現の関係で一致しない場合があります。

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の法的根拠

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととされている。

また、廃棄物処理法施行規則第1条の3で、一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、廃棄物処理法第6条第2項に掲げる事項を定めるものとするとしている。

即ち、一般廃棄物処理計画は、図1-1-1に示すように①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されている。

これら、「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理の推進を図るための基本方針となるものであり、収集から中間処理、最終処分に至るまでの、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

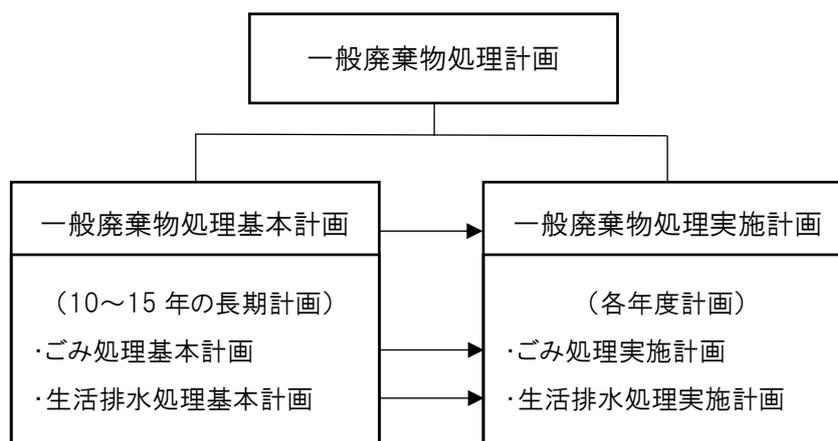


図1-1-1 基本計画と実施計画の関係

2 計画策定の背景

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、ごみ問題だけでなく天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等にも密接に関係しており、このような社会構造を見直し、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められている状況にある。

国は、「廃棄物処理法」をはじめ「循環型社会形成推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）及び個別のリサイクル法を制定・改正するとともに、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）や「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、国の基本方針等を示した。このうち、循環型社会形成推進基本計画は、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、新たに令和7年度の数値目標等が示された。廃棄物処理基本方針についても、廃棄物の減量化の目標量等を定めることや非常災害時に関する事項を追加することとされたこと等を踏まえ、平成28年度に目標値等の見直しがなされたところである。

長崎県においても、令和3年に「第5次長崎県廃棄物処理計画」を策定し、「ごみのない資源循環型の長崎県（ゴミゼロながさき）」を将来像としている。また、県内廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理の推進に関する目標や施策を定めるとともに、循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示しており、県民、事業者、NPO、大学、行政など全ての主体が協働・連携していくための指針となるものである。

壱岐市（以下「本市」という。）では、処理施設の集約化や再生利用の一層の促進等を図るため、平成22年2月に「循環型社会推進地域計画」を策定し、平成23年度にかけて処理施設の整備を実施した。今回、本市において策定する一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、前回の計画策定から7年が経過していることから、本市を取り巻く一般廃棄物処理に係る現状と課題を見直し、循環型社会の形成に向けたシステムづくりを推進するために、長期的視点に立った基本方針を明確に示すものである。

3 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図 1-1-2 に示すとおりである。

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、上位計画として壱岐市総合計画に定められている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すとともに、本市における一般廃棄物処理の最上位計画とする。また、「分別収集計画」等、その他関連計画との整合を図るものとする。

なお、計画の策定にあたっては、国や長崎県が定める基本方針等に配慮するものとする。

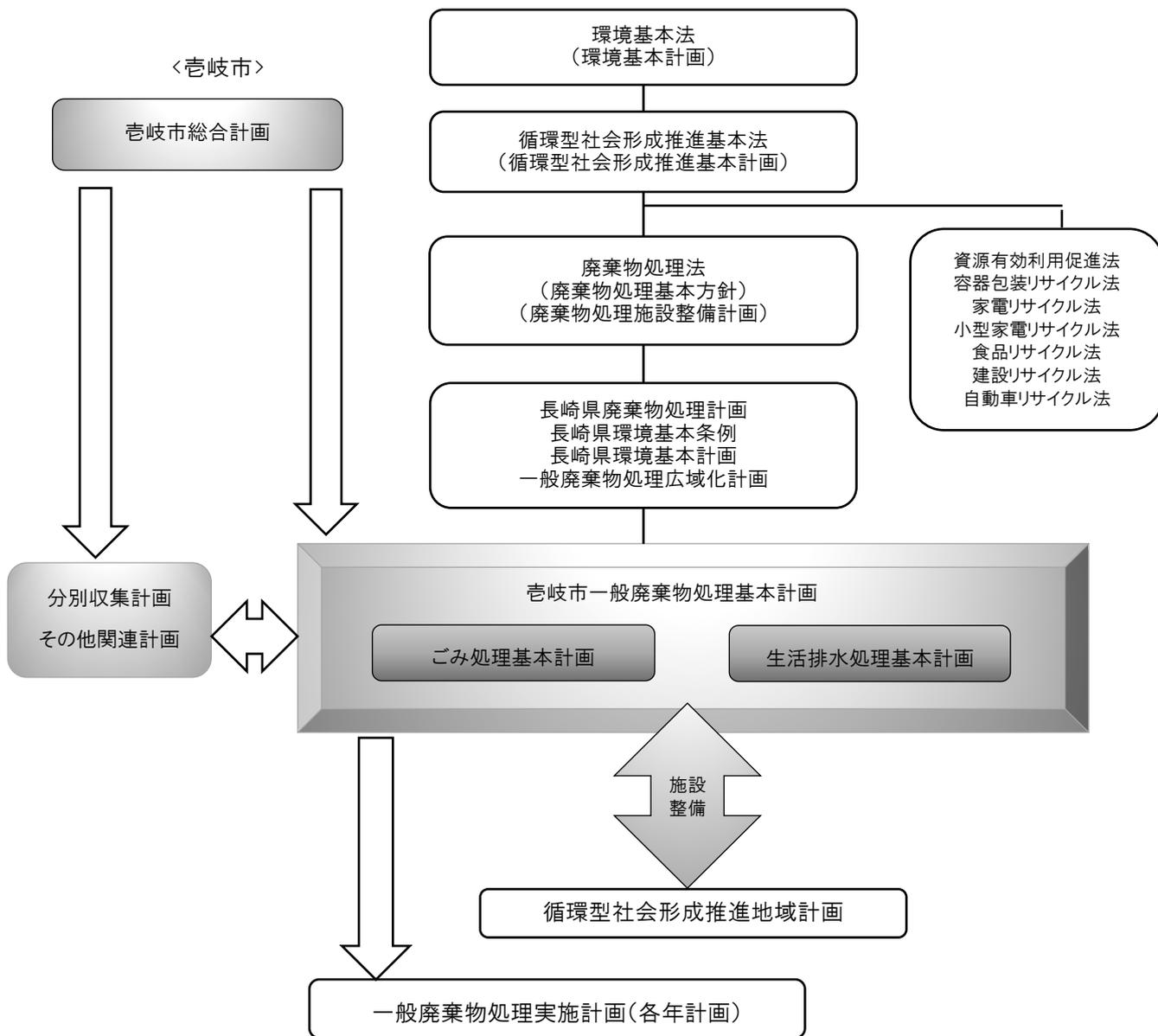


図 1-1-2 計画の位置付け

4 計画の構成及び策定手順

本計画の構成及び策定手順を図 1-1-3 に示す。

計画の策定にあたっては、基本的事項（計画目標年度、計画策定区域）を定め、まず、地域の特性やごみ処理の現状を把握し、現状の一般廃棄物処理に関する課題及び検討すべき事項を抽出する。次に、現状の課題を踏まえたうえで基本方針等を定め、基本方針に基づき目標値の設定及び基本計画の策定を行う。なお、目標値の設定及び基本計画の策定にあたっては、排出抑制や循環型処理を前提とした最適システムの検討を行うとともに、国及び県の廃棄物処理に係る基本方針等にも対応したものとする。

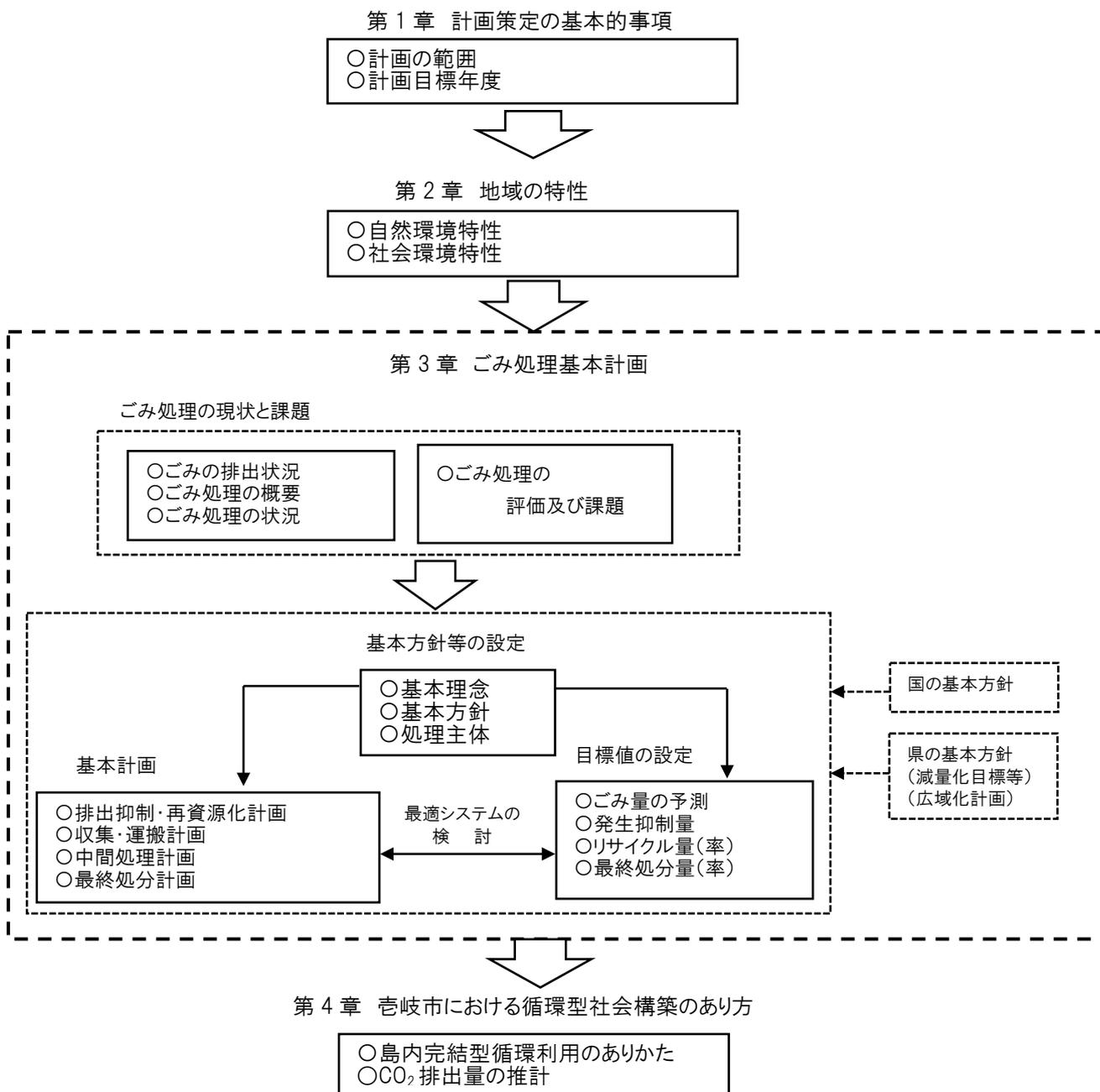


図 1-1-3 計画の構成及び策定手順

第2節 計画の範囲及び目標年度

1 計画の範囲

計画対象区域は、本市の行政区域全域とし、区域で発生するごみを計画の対象とする。

2 計画目標年度

本計画では令和2年度を計画策定期間とし、14年後の令和16年度を計画目標年度とする。

なお、7年後の令和9年度を中間年度として、目標値や施策の達成状況等を把握し、計画の見直し等を行う。また、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直すものとする。

計画目標年度:令和16年度

中間目標年度:令和9年度

第2章 地域の特徴

第1節 自然環境特性

1 位置及び地勢

本市は、図 2-1-1 に示すように福岡県と対馬の中間地点で玄界灘に面しており、一部地域は杵岐対馬国定公園に指定されている。

国土地理院で公表されている都道府県市区町村別の面積によると、本市の面積は 139.42km²（令和2年7月現在）で、長崎県全体面積推計値（4,130.98km²）の約3.4%を占めている。また、国・公有地等を除いた民有地面積を表 2-1-1 に示す。

地勢は、一般に丘陵性に玄武岩をなし、高度 100m を超える山地が占める面積はごくわずかである。海岸線は屈曲が多く、発達した海蝕岩がみられる北東部を除いて大小の湾入がみられる。



図 2-1-1 本市の位置図

出典：地理院地図（国土交通省）を基に作成。

表 2-1-1 本市の土地利用状況（国・公有地等を除く）

単位:ha

年\区分	総数	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	その他
H30	10,826	2,366	1,580	769	4,883	944	36	248

注）市町の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外（国・公有地、公共用地、墓地、道路など）固定資産税が非課税とされている土地を除いたものである。

出典：第 66 版（令和元年）長崎県統計年鑑（長崎県）

2 気象

本市の気候は、対馬暖流の影響を受け、おおむね温暖な海洋性気候に属しており、夏季は涼しく冬季はやや温暖で降雪や積雪はまれである。表2-1-2及び図2-1-2に示すように、過去5年間の日平均気温は16.0℃、令和元年では最高気温が8月の32.9℃、最低気温が12月の0.6℃である。

また、過去5年間の平均年間降水量は1,950mm、令和元年の月間最大降水量は8月の422mmである。

表 2-1-2 気温及び降水量

年\区分	気温(℃)			降水量(mm)	
	日平均	最高気温	最低気温		
H27	15.6	33.2	-2.5	1,890	
H28	16.3	34.2	-5.5	2,166	
H29	15.8	33	-2.2	2,160	
H30	15.9	34.2	-3.4	1,851	
R1	16.3	32.9	0.6	1,686	
	1月	7.0	13.0	1.4	45
	2月	8.1	16.2	1.9	75
	3月	10.5	18.8	3.5	115
	4月	13.4	21.7	4.5	100
	5月	18.7	28.5	10.4	36
	6月	20.7	29.0	15.6	156
	7月	23.7	31.9	18.0	281
	8月	26.1	32.9	19.2	422
	9月	23.9	30.8	16.6	184
	10月	19.4	28.3	12.2	86
	11月	14.4	21.5	6.2	63
	12月	9.6	18.3	0.6	124
5年間 集計値	平均値	16.0	33.5	-2.6	1950
	最大値	16.3	34.2	0.6	2166
	最小値	15.6	32.9	-5.5	1686

出典：気象庁 HP 芦辺観測所

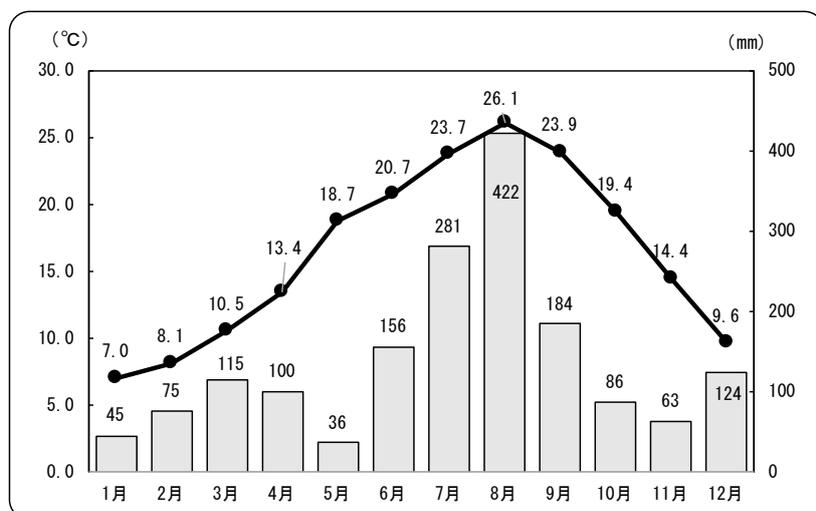


図 2-1-2 令和元年月別降水量・日平均気温

出典：気象庁 HP 芦辺観測所

第2節 社会環境特性

1 人口動態

(1) 人口及び世帯数

本市における過去5年間の人口及び世帯数の実績を、表2-2-1及び図2-2-1に示す。
 市全体の人口は過去5年間で1,552人減少し、令和元年度末現在で26,439人である。
 世帯数は過去5年間で80世帯の増加となっており、令和元年度末現在で11,682世帯となっている。また、1世帯当たりの人口は年々減少し、令和元年度末現在で2.26人となっている。

表 2-2-1 人口及び世帯数の実績

年度\区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの人口 (人/世帯)
H27	27,991	11,602	2.41
H28	27,581	11,636	2.37
H29	27,202	11,643	2.34
H30	26,827	11,652	2.30
R1	26,439	11,682	2.26

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

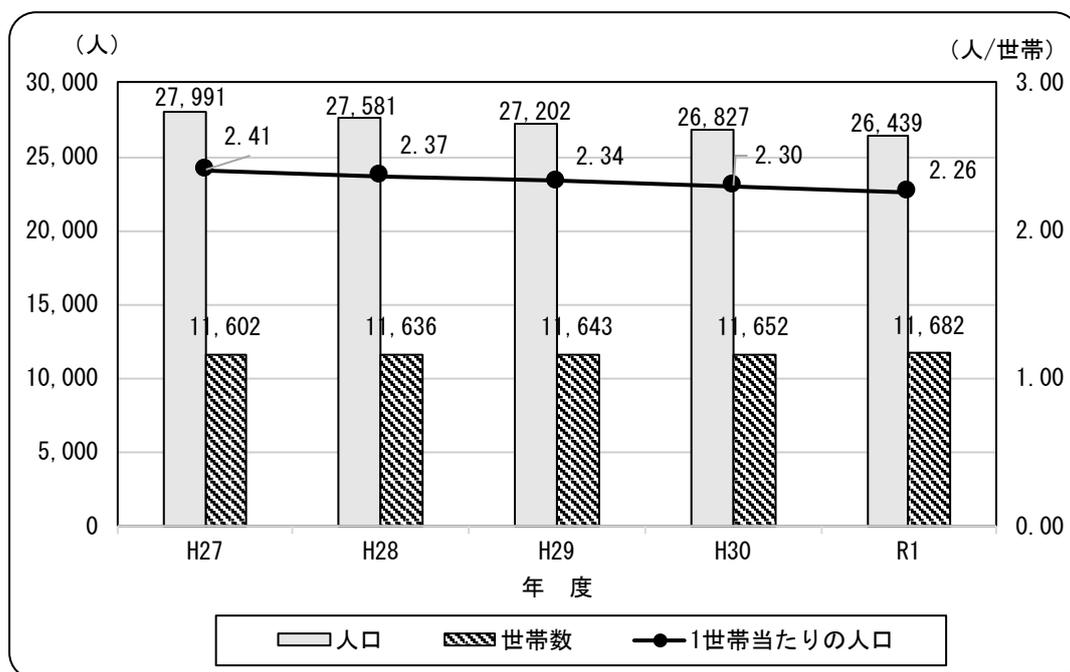


図 2-2-1 人口、世帯数及び1世帯当たり人口の推移

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

(2) 年齢別人口

本市における年齢別人口の推移及び構成を表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示す。

65 歳以上の人口比率は増加し、平成 27 年度では市全体で 35.5% となっており、全国平均を 8 ポイント以上、長崎県平均を 5 ポイント以上上回っている。

表 2-2-2 年齢区分別人口の推移

区分\年度	壱岐市			長崎県 H27	全国 H27
	H17	H22	H27		
15歳未満	4,771	4,178	3,736	177,562	15,886,810
構成比	15.2%	14.2%	13.8%	13.0%	12.6%
15～64歳	17,279	15,855	13,749	784,862	76,288,736
構成比	55.1%	54.0%	50.7%	57.4%	60.7%
65歳以上	9,336	9,342	9,615	404,686	33,465,441
構成比	29.7%	31.8%	35.5%	29.6%	26.6%
合計	31,386	29,375	27,100	1,367,110	125,640,987

単位：人

注) 年齢不詳者数は含まれない。

出典：国勢調査（総務省）

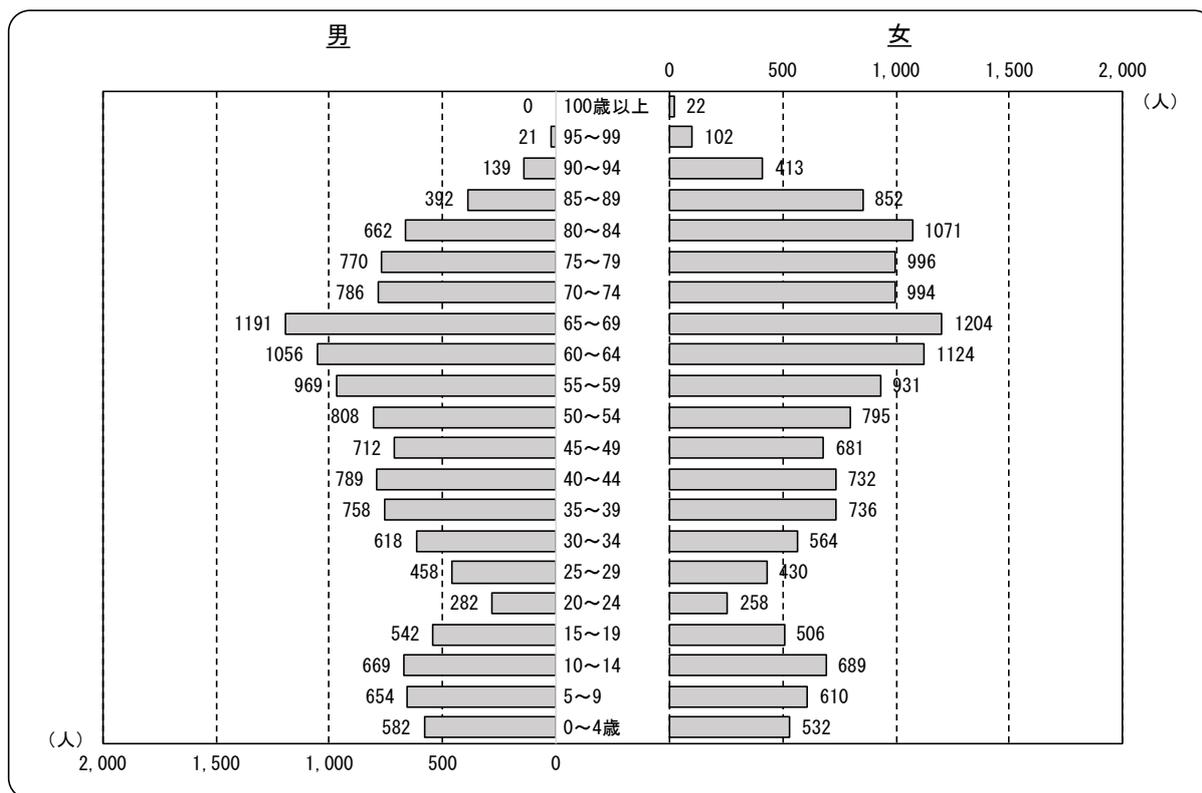


図 2-2-2 年齢別人口 (平成 27 年度)

注) 年齢不詳者数は含まれない。

出典：平成 27 年国勢調査（平成 27 年 総務省）

2 都市形態の動向

本市は、郷ノ浦地区の一部区域を都市計画区域として指定しているが、都市計画区域内における区域区分は行われていない。

3 産業の動向

(1) 産業構造

本市全体の事業所数及び従業者数を表 2-2-3 に示す。事業所数及び従業者数は、平成 28 年で 1,519 事業所及び 9,065 人であり、平成 21 年に比べてともに減少している。

表 2-2-3 事業所数及び従業者数

年\区分	事業所数(事業所)	従業者数(人)
H21	1,781	11,360
H24	1,596	9,667
H28	1,519	9,065

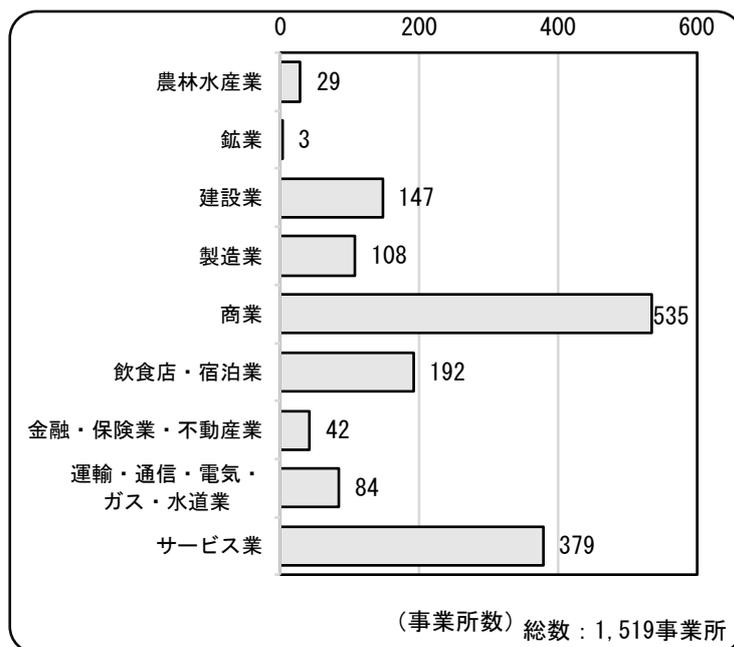
※公務は含まない
出典：経済センサス（総務省）

平成 28 年の業種別の内訳を表 2-2-4、図 2-2-3 及び図 2-2-4 に示す。事業所数は商業が最も多く、次いでサービス業や飲食店・宿泊業となっている。

表 2-2-4 産業分類別事業所数及び従業者数（平成 28 年）

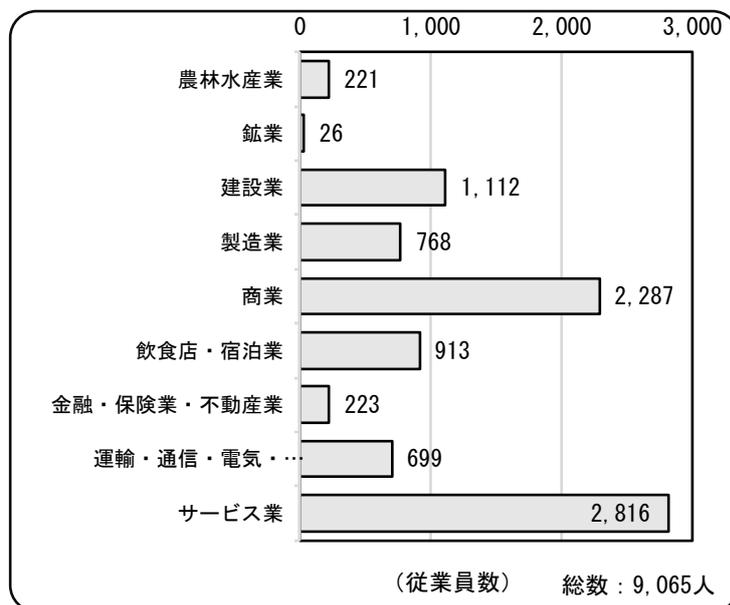
区分	事業所数(事業所)		従業者数(人)	
		比率		比率
総数	1,519	100%	9,065	100%
農 林 水 産 業	29	1.9%	221	2.4%
鉱 業	3	0.2%	26	0.3%
建 設 業	147	9.7%	1,112	12.3%
製 造 業	108	7.1%	768	8.5%
商 業	535	35.2%	2,287	25.2%
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	192	12.6%	913	10.1%
金 融 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業	42	2.8%	223	2.5%
運 輸 ・ 通 信 ・ 電 気 ・ 水 道 業	84	5.5%	699	7.7%
サ ー ビ ス 業	379	25.0%	2,816	31.1%

※公務は含まない
出典：経済センサス（平成 28 年 総務省）



※公務は含まない

図 2-2-3 事業所数の内訳 (平成 28 年)



※公務は含まない

図 2-2-4 従業者数の内訳 (平成 28 年)

出典 : 経済センサス (平成 28 年 総務省)

さらに、平成28年の従業員規模別の事業所数を、表2-2-5及び図2-2-5に示す。市全体で6割以上が4人以下の事業所であり、9人以下の小規模な事業所が9割近くを占めている。

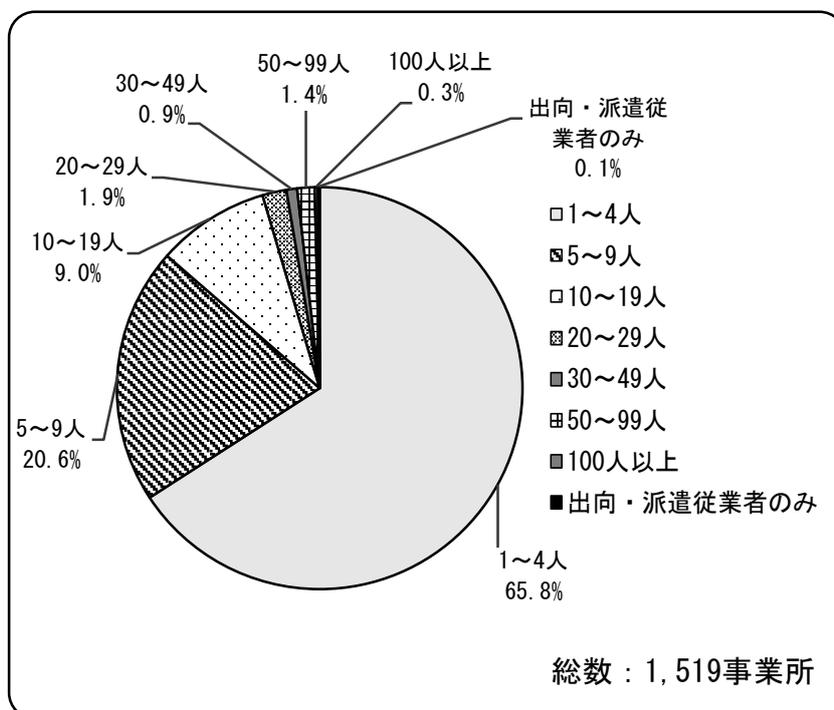
表2-2-5 従業員規模別事業所数(平成28年)

単位：事業所

区分	事業所数	比率
1～4人	1,000	65.8%
5～9人	313	20.6%
10～19人	137	9.0%
20～29人	29	1.9%
30～49人	13	0.9%
50～99人	21	1.4%
100人以上	4	0.3%
出向・派遣従業員のみ	2	0.1%
計	1,519	100.0%

※公務は含まない

出典：経済センサス（平成28年 総務省）



※公務は含まない

図2-2-5 従業員規模別事業所数（平成28年）

出典：経済センサス（平成28年 総務省）

(2) 農 業

本市における農業の現況を表 2-2-6 に、平成 26 年度～平成 30 年度までの農業生産額の推移を表 2-2-7 に示す。総農家数、販売農家数、経営耕地面積ともに減少しており、農業従業者の高齢化、後継者不足など厳しい状況にある。農業生産額は平成 29 年度まで増加傾向にあったが、平成 30 年度は微減し約 69 億円である。

表 2-2-6 農家数及び経営耕地面積の推移

区分\年	H17	H22	H27
総農家数(戸)	3,017	2,728	2,267
販売農家数(戸)	2,249	1,810	1,500
専業農家	456	518	433
兼業農家	1,793	1,292	1,067
経営耕地面積(ha)	2,498	2,156	1,920

出典：農業センサス（総務省）

表 2-2-7 農業生産額の推移

(単位:千円)

品目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
米	805,784	650,224	691,706	729,075	987,166
麦・大豆・雑穀	35,820	42,426	39,182	37,832	59,530
野菜	459,192	501,918	480,234	465,742	510,613
果実	250,664	237,011	234,743	253,322	242,887
花き・花木	79,807	72,162	75,267	69,383	71,097
畜産物	3,790,123	4,414,033	5,091,695	5,039,378	4,733,690
その他	26,052	19,527	11,943	19,730	13,017
直売所	69,286	77,511	75,471	78,894	74,756
小計	5,516,728	6,014,812	6,700,241	6,693,356	6,692,756
たばこ	374,504	346,260	306,950	327,618	250,568
合計	5,891,232	6,361,072	7,007,191	7,020,974	6,943,324

※「たばこ」以外は JA 沓崎市より提供、「たばこ」はたばこ耕作組合より提供

(3) 漁業

本市における漁業の現況を表 2-2-8 に、漁獲量の推移を表 2-2-9 に示す。本市は、天然の岩礁等漁場に恵まれていることから、古くから漁業が盛んであったが、経営体数は減少傾向を示しており、漁業従業者の高齢化、後継者不足など厳しい状況にある。また、主要な漁獲量の推移についても、減少傾向を示しており、平成 30 年度の漁獲量は 3,149t である。

表 2-2-8 組織別経営体数の推移

区分\年	H20	H25	H30
団体	919	741	578
会社	10	7	8
組合	2	1	2
共同	2	2	1
その他	1	1	1
個人(戸)	904	730	566
専業	552	597	469
兼業	352	133	97

出典：漁業センサス（総務省）

表 2-2-9 漁獲量の推移

年度\区分	総数	魚類	貝類	いか類	うに類	海藻類	単位:t
							その他水産動物類
H26	5,823	1,760	190	3,613	126	64	70
H27	6,090	1,932	161	3,713	170	87	27
H28	4,300	1,703	158	2,211	130	77	21
H29	3,502	1,602	216	1,513	104	38	29
H30	3,149	1,533	149	1,347	59	23	38

出典：漁業・養殖業生産統計年報（農林水産省）

(4) 工業

本市の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等を表 2-2-10 に示す。事業所数、従業者数及び製造品出荷額等ともに減少傾向にあり、平成 30 年の製造品出荷額等は約 59 億円である。

表 2-2-10 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移（従業員 4 人以上）

年\区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
H26	42	598	650,797
H27	49	620	671,391
H28	41	598	619,959
H29	39	583	617,739
H30	38	554	589,840

出典：工業統計調査（経済産業省）

(5) 商業

事業所数、従業者数及び年間商品販売額を表 2-2-11 及び表 2-2-12 に示す。本市では中心市街地を中心に商店街を形成してきたが、近年、後継者不足による空き店舗の増加等による集客力の低下がみられる。平成 28 年の商品販売額は卸売業で約 100 億円、小売業で約 240 億円である。

表 2-2-11 事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移(1)

産業小分類	事業所数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
卸売業計	75	497	10,383
各種商品卸売業	-	-	-
繊維・衣服等卸売業	-	-	-
繊維品卸売業 (衣服, 身の回り品を除く)	-	-	-
衣服卸売業	-	-	-
身の回り品卸売業	-	-	-
飲食料品卸売業	31	251	4,917
農畜産物・水産物卸売業	17	186	3,330
食料・飲料卸売業	14	65	1,587
建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	17	55	2,086
建築材料卸売業	9	24	1,314
化学製品卸売業	1	2	x
石油・鉱物卸売業	4	17	639
鉄鋼製品卸売業	-	-	-
非鉄金属卸売業	-	-	-
再生資源卸売業	3	12	x
機械器具卸売業	11	48	856
産業機械器具卸売業	7	35	673
自動車卸売業	3	8	x
電気機械器具卸売業	1	5	x
その他の機械器具卸売業	-	-	-
その他の卸売業	16	143	2,524
家具・建具・じゅう器等卸売業	-	-	-
医薬品・化粧品等卸売業	5	17	1,829
紙・紙製品卸売業	2	4	x
他に分類されない卸売業	9	122	x

出典：経済センサス（平成 28 年 総務省）

表 2-2-12 事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移(2)

産業小分類	事業所数	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
小売業計	399	1,511	24,366
各種商品小売業	-	-	-
百貨店, 総合スーパー	-	-	-
その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)	-	-	-
織物・衣服・身の回り品小売業	32	77	416
呉服・服地・寝具小売業	1	2	x
男子服小売業	3	12	49
婦人・子供服小売業	20	47	292
靴・履物小売業	4	9	51
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	4	7	x
飲食料品小売業	157	590	8,349
各種食料品小売業	16	245	5,210
野菜・果実小売業	10	39	723
食肉小売業	4	22	383
鮮魚小売業	17	44	343
酒小売業	42	76	574
菓子・パン小売業	25	49	228
その他の飲食料品小売業	43	115	889
機械器具小売業	48	221	2,685
自動車小売業	27	141	1,462
自転車小売業	-	-	-
機械器具小売業(自動車, 自転車を除く)	21	80	1,223
その他の小売業	153	602	12,560
家具・建具・畳小売業	5	13	176
じゅう器小売業	7	20	373
医薬品・化粧品小売業	24	132	3,490
農耕用品小売業	13	60	2,507
燃料小売業	29	127	3,416
書籍・文房具小売業	12	72	407
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	7	15	116
写真機・時計・眼鏡小売業	5	13	81
他に分類されない小売業	51	150	1,993
無店舗小売業	9	21	356
通信販売・訪問販売小売業	6	18	320
自動販売機による小売業	3	3	36
その他の無店舗小売業	-	-	-

出典：経済センサス（平成 28 年 総務省）

(6) 観光客数

本市は自然と歴史資産に恵まれ、多くの観光資源を有している。

本市を訪れる観光客延べ数は表 2-2-13 及び図 2-2-6 に示すように、平成 28 年から平成 29 年にかけて大きく減少しているが、平成 29 年以降はほぼ横ばいで平成 30 年では約 38 万人となっている。

表 2-2-13 観光入込客延べ数の推移

単位:人

年\区分	観光入込客延べ数		
	観光客延べ数	宿泊客延べ滞在数	日帰客
H26	535,602	457,863	77,739
H27	561,311	477,664	83,647
H28	543,910	468,460	75,450
H29	396,855	282,632	114,223
H30	384,809	270,338	114,471

出典：長崎観光客統計

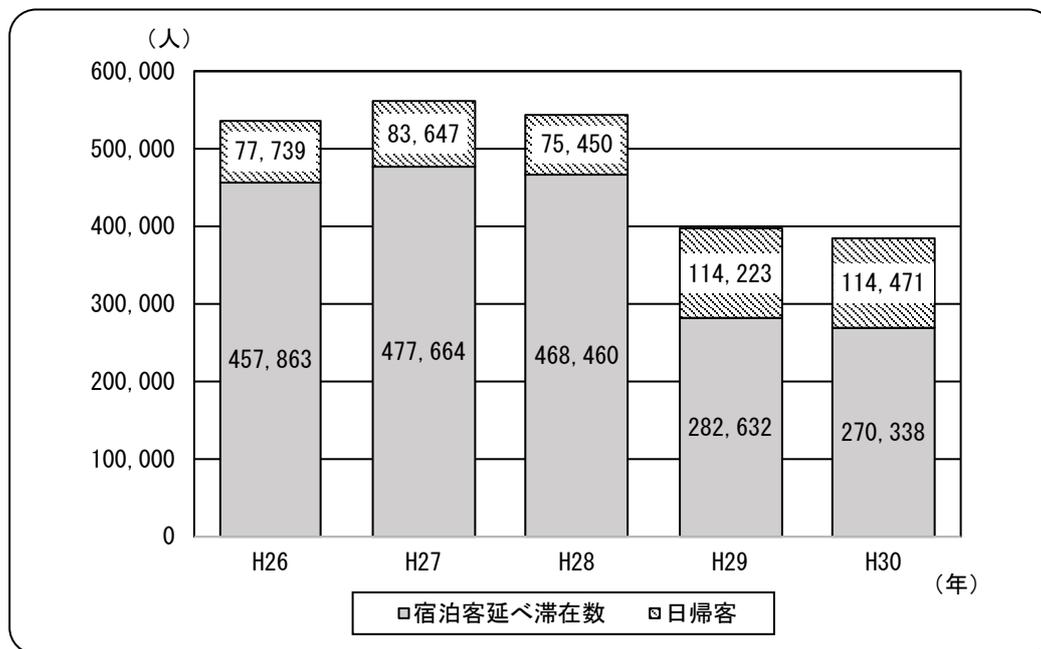


図 2-2-6 観光入込客延べ数の推移

出典：長崎観光客統計

4 土地利用状況

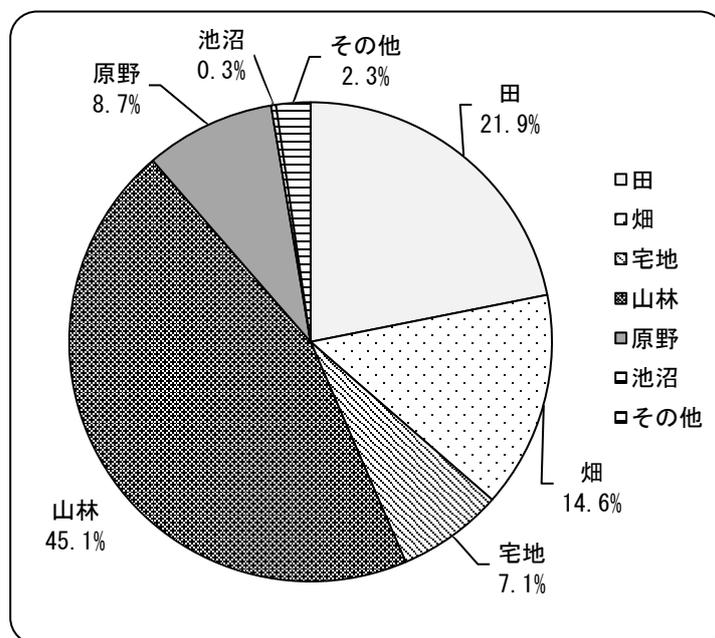
本市の土地利用状況を表 2-2-14 及び図 2-2-7 に示す。山林が約 45%と最も多く、次いで田が約 22%、宅地は約 7%と非常に少ない状況となっている。

表 2-2-14 土地利用状況

年\区分	総数	単位:ha						
		田	畑	宅地	山林	原野	池沼	その他
H26	9,758	2,272	1,511	657	4,201	847	35	235
H27	9,756	2,292	1,516	666	4,214	797	34	238
H28	10,838	2,384	1,651	765	4,813	932	36	257
H29	10,836	2,376	1,607	766	4,846	949	36	257
H30	10,826	2,366	1,580	769	4,883	944	36	248
H30の比率	100%	21.9%	14.6%	7.1%	45.1%	8.7%	0.3%	2.3%

注) 市町の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外(国・公有地、公共用地、墓地、道路など)固定資産税が非課税とされている土地を除いたものである。

出典：第 66 版(令和元年)長崎県統計年鑑(長崎県)



出典：第 66 版(令和元年)長崎県統計年鑑(長崎県)

図 2-2-7 土地利用状況(平成 30 年比率)

5 総合計画等

(1) 吉崎市総合計画

本市では、平成 17 年 3 月にこれからのまちづくりの基本方針を定めた「吉崎市総合計画」をスタートさせた。令和元年 12 月には、変化する社会情勢や多様化する市民ニーズを総合的に踏まえ、「第 3 次吉崎市総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定した。

総合計画の概要及びごみ処理に係る基本方針等は、表 2-2-15 に示すとおりである。

このうち、廃棄物処理に係る施策については、平成 24 年度からの新しい一般廃棄物処理施設の稼働開始と、それに伴う分別区分の変更等により、持続可能な適正処理や排出抑制等の推進に努めているところである。

表 2-2-15 吉崎市総合計画の概要

区 分	概 要
未来宣言	「吉岐 誇り」、「我々が未来をつくる」
基本理念	誰一人取り残さない。協働のまちづくり。
まちづくりの 基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる ② 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう ③ 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる ④ 自然・歴史文化が調和した持続可能な社会基盤が整っている ⑤ 関係人口を増やし、吉岐への新しい人の流れをつくる ⑥ 協働のまちづくりのもとで、効率的で質の高い行政運営が行われている
ごみ処理に 関係する 基本目標	<p><自然・歴史文化が調和した持続可能な社会基盤が整っている></p> <p>【政策の基本方針】</p> <p>地球温暖化防止活動への取組みなど、自然環境の保全と活用を図ることを基本に、再生可能エネルギーの導入・活用を推進します。また、廃棄物の減量化と適切な処理を進めるとともに、安全で安定的な水の供給に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境にやさしい社会の構築 ②廃棄物の適切な処理 <ul style="list-style-type: none"> ■持続可能な適正処理(施設等)及び循環資源の有効活用 ■排出抑制及びリサイクルの推進(ごみ減量化 4R の推進) <p>【廃棄物に関する目標値(R6)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■1人あたりのごみ排出量: 789g ■リサイクル率: 38.1%

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の概要

1 ごみ処理体系

本市におけるごみの分別区分を表 3-1-1 に、既存処理・処分施設の構成を表 3-1-2 に、現状のごみ処理フローを図 3-1-1 に示す。

本市では、一般廃棄物（ごみ）を可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみに分別し、一部の資源ごみを除いて「壱岐市クリーンセンター」にて処理を行っている。また、ビン類及びプラスチック類は「壱岐市リサイクルセンター」で処理を行っている。

可燃ごみは焼却処理を、不燃・資源ごみは資源選別後に、可燃物は焼却、不燃物は埋立処分を行っている。

表 3-1-1 ごみの分別区分（令和2年度末現在）

分別区分	内 容 例	備 考
可燃ごみ	紙くず、布くず、プラスチック類、ビニール類、生ごみ、油付着品、紙おむつ、ぬいぐるみ、皮革類	
不燃ごみ	スプレー缶、傘、なべ、やかん、かま、時計、フライパン、使い捨てライター、ドライヤー、電気カミソリ、磁器、陶器、クリスタルガラス、光学ガラス、乳白製ガラス容器、ガラスキャップ、結晶化ガラス製品	金属類及びガラス、陶磁器類
資源ごみ	空缶類、空ビン類、プラスチック類、有害物質類、廃食用油、布類、古紙類	素材別に排出側で分別
粗大ごみ	電化製品（家電 4 品目除く）、ガス器具、家具類、楽器、暖房器具、自転車類、遊具類	
受入れ・処理ができないごみ	家電 4 品目（エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫）、バイク、タイヤ、バッテリー、消火器、プロパンガスボンベ、建設廃材（コンクリート、石、ブロック、木材、瓦、土砂）、農業機械、油類、廃油、農薬・殺虫剤等の薬物及び容器、ペンキ等塗料、ハウスビニール、漁網、その他産業廃棄物	

表 3-1-2 既存処理・処分施設の構成

ごみの種類	施設名称	処理方式	竣工年月	備考
可燃ごみ	エネルギー回収推進施設	ストーカー式焼却	H24.3	26t/16h
不燃ごみ	マテリアルリサイクル推進施設	選別・圧縮	H24.3	3.6t/日
粗大ごみ				
資源ごみ	リサイクル施設	選別・圧縮	H15.3	0.39t/日
処理残渣	最終処分場	管理型	H24.3	6,400m ³ (施設全体容量)
生ごみ	液肥化施設	好気的高温発酵	H18.3	2,200m ³

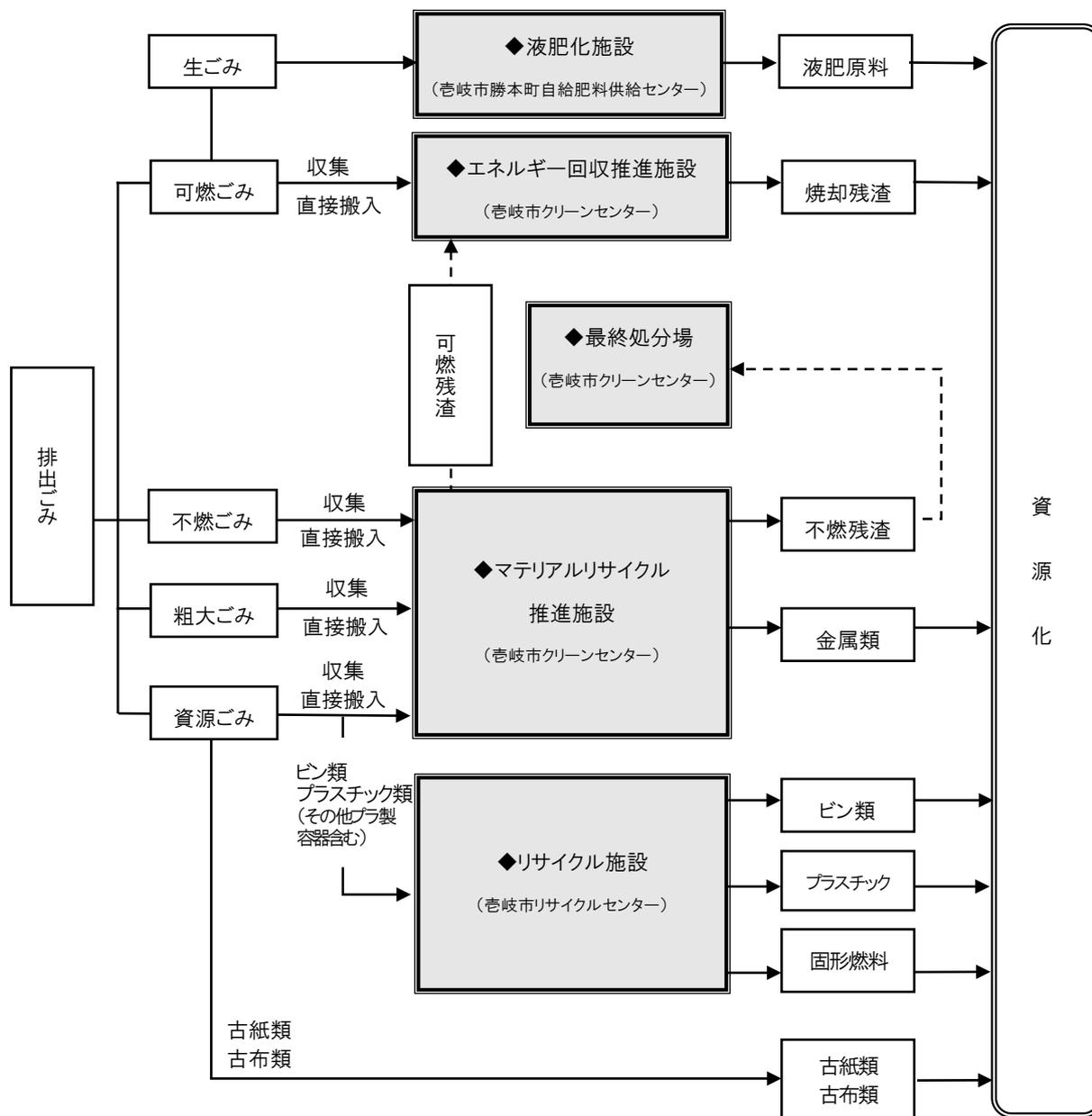


図 3-1-1 現状のごみ処理フロー（令和2年度末現在）

第2節 ごみの排出状況

1 ごみ総排出量の状況

(1) 過去5年間の排出量

本市における過去5年間のごみ総排出量の推移は、表3-2-1及び図3-2-1、図3-2-2に示すとおりである。

ごみ総排出量は平成28年度まで減少傾向にあったが、平成29年度以降2年連続で増加している。1人1日当たりのごみ総排出量も同様の傾向にある。

排出形態別では、直営収集ごみ量は減少傾向にある。委託収集ごみ量は平成29年度まで減少傾向にあり、平成30年度に増加している。直接搬入ごみ量は増加傾向にある。

排出区分別では、生活系ごみが平成28年度まで、事業系ごみが平成27年度まで減少していたが、以降平成30年度までともに増加している。

表 3-2-1 ごみ総排出量の推移

t/年度

区分\年度		H26	H27	H28	H29	H30	備考
人口	収集人口(人)	28,575	28,089	27,643	27,281	26,858	
	自家処理人口(人)	0	0	0	0	0	
	計	28,575	28,089	27,643	27,281	26,858	
直営収集ごみ	可燃ごみ	3,998	3,826	3,717	3,850	4,000	
	生活系	3,912	3,826	3,717	3,850	3,769	
	事業系	86	0	0	0	231	
	不燃ごみ(生活系)	26	22	90	60	0	
	資源ごみ(生活系)	373	343	142	149	143	
	その他ごみ(生活系)	27	14	7	3	0	
	粗大ごみ(生活系)	94	85	0	0	91	
	計	4,518	4,290	3,956	4,062	4,234	
委託収集ごみ	可燃ごみ(生活系)	0	0	0	0	0	
	不燃ごみ(生活系)	0	0	0	0	0	
	資源ごみ	1,648	1,355	1,354	1,332	1,813	
	生活系	508	420	331	257	786	
	事業系	1,140	935	1,023	1,075	1,027	
	その他ごみ(生活系)	0	0	0	0	0	
計	1,648	1,355	1,354	1,332	1,813		
直接搬入ごみ	可燃ごみ	2,416	2,564	2,576	2,676	2,824	
	生活系	935	1,019	1,152	1,204	1,393	
	事業系	1,481	1,545	1,424	1,472	1,431	
	不燃ごみ	47	38	33	28	61	
	生活系	33	27	24	22	51	
	事業系	14	11	9	6	10	
	資源ごみ	0	0	98	55	93	
	生活系	0	0	58	33	47	
	事業系	0	0	40	22	46	
	粗大ごみ	209	141	121	74	0	
生活系	209	141	97	65	0		
事業系	0	0	24	9	0		
計	2,672	2,743	2,828	2,833	2,978		
ごみ排出量	可燃ごみ	6,414	6,390	6,293	6,526	6,824	
	生活系	4,847	4,845	4,869	5,054	5,162	
	事業系	1,567	1,545	1,424	1,472	1,662	
	不燃ごみ	73	60	123	88	61	
	生活系	59	49	114	82	51	
	事業系	14	11	9	6	10	
	資源ごみ	2,021	1,698	1,594	1,536	2,049	
	生活系	881	763	531	439	976	
	事業系	1,140	935	1,063	1,097	1,073	
	その他ごみ(生活系)	27	14	7	3	0	
	粗大ごみ系	303	226	121	74	91	
	生活系	303	226	97	65	91	
	事業系	0	0	24	9	0	
	計	8,838	8,388	8,138	8,227	9,025	
生活系	6,117	5,897	5,618	5,643	6,280	直営収集+委託収集+直接搬入ごみ	
事業系	2,721	2,491	2,520	2,584	2,745	委託収集+許可収集+直接搬入ごみ	
(g/人・日)	847	818	807	826	921	1人1日当たりごみ排出量	
自家処理量	0	0	0	0	0		
集団回収量	0	0	0	0	0		
家電4品目(生活系)	73	0	41	22	96		
委託収集	3	0	0	0	0		
許可収集	70	0	41	22	96		
ごみ総排出量	8,838	8,388	8,138	8,227	9,025	※	
(g/人・日)	847	818	807	826	921	1人1日当たりごみ総排出量	

※ごみ総排出量=ごみ排出量+自家処理量+集団回収量

出典：彦根市一般廃棄物処理事業実態調査（彦根市）

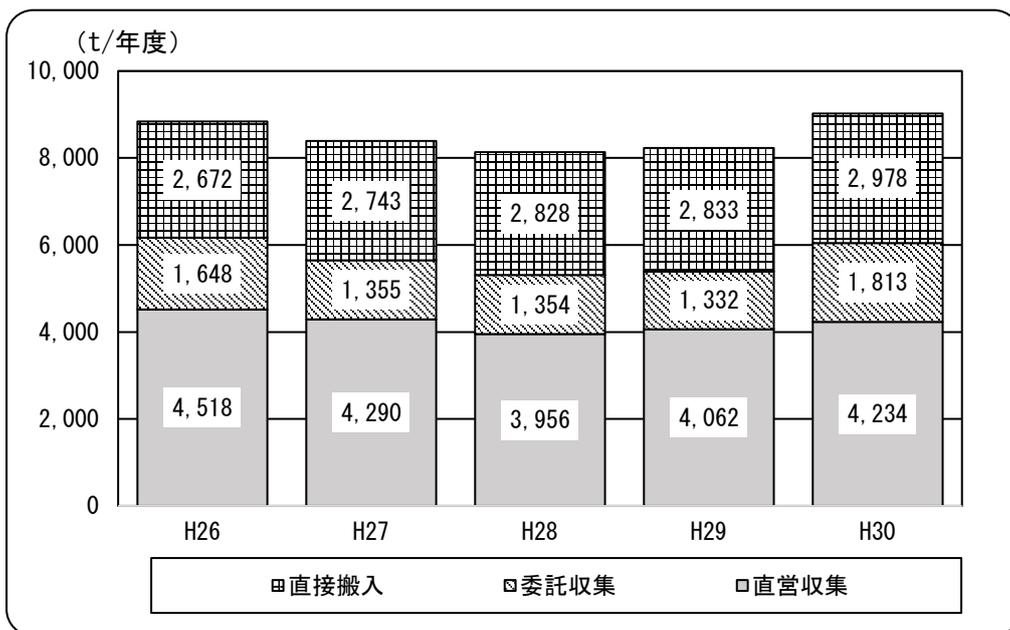


図 3-2-1 排出形態別ごみ排出量の推移

出典：老岐市一般廃棄物処理事業実態調査（老岐市）

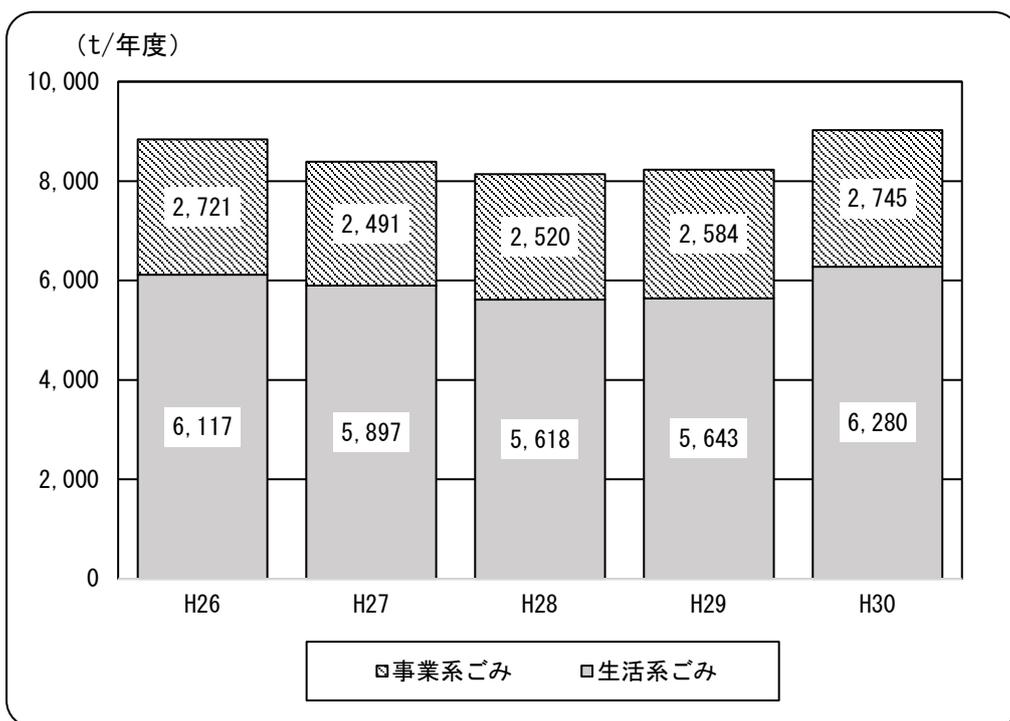


図 3-2-2 排出区分別ごみ排出量の推移

出典：老岐市一般廃棄物処理事業実態調査（老岐市）

(2) 原単位量 (1人1日当たり排出量)

区分別原単位量の推移は、表 3-2-2 及び図 3-2-3 に示すとおりである。

表 3-2-2 種類別原単位量の推移

区分\年度		H26	H27	H28	H29	H30	備考
原 単 位 量	ごみ総排出量	8,838	8,388	8,138	8,227	9,025	ごみ排出量+自家処理量+集団回収量
	(g/人・日)	847.4	818.1	806.6	826.2	920.6	1人1日当たりごみ総排出量
	生活系ごみ排出量	6,117	5,897	5,618	5,643	6,280	集団回収量を除く
	(g/人・日)	586.5	575.2	556.8	566.7	640.6	1人1日当たり生活系ごみ排出量
	事業系ごみ排出量	2,721	2,491	2,520	2,584	2,745	
	(g/人・日)	260.9	243.0	249.8	259.5	280.0	1人1日当たり事業系ごみ排出量
	(t/日)	7.45	6.82	6.90	7.08	7.52	1日当たり事業系ごみ排出量

出典：岐阜市一般廃棄物処理事業実態調査（岐阜市）

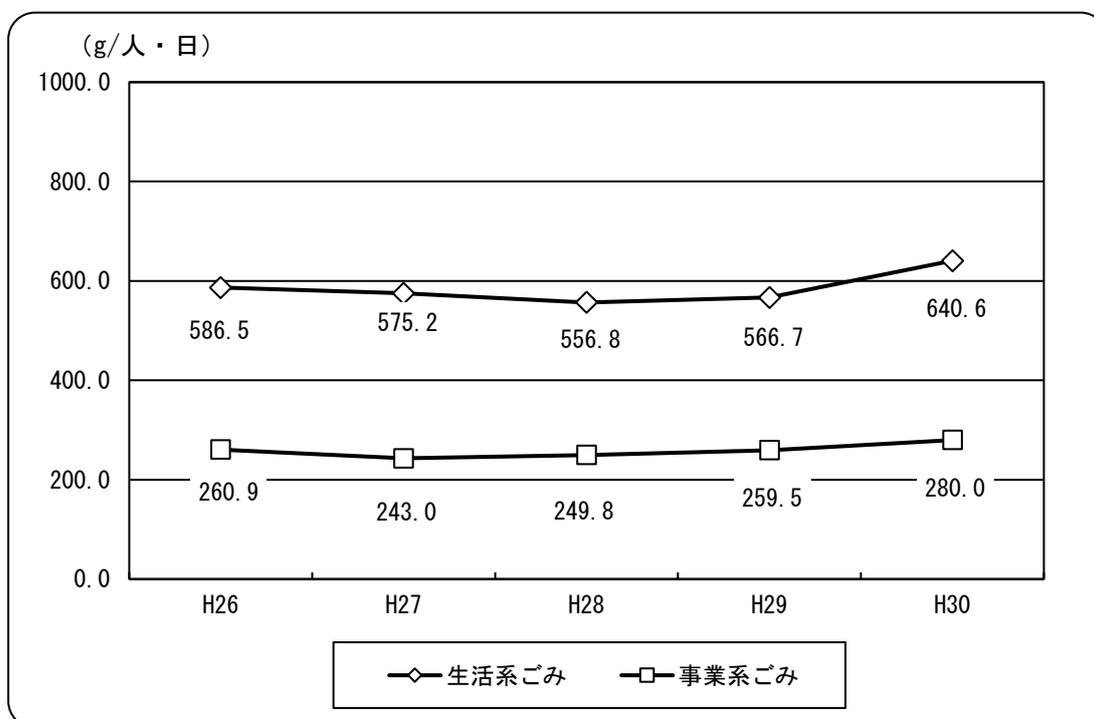


図 3-2-3 種類別原単位量の推移

2 ごみの性状

本市における過去のごみ質分析結果（可燃ごみ）の推移を、表 3-2-3 に示す。

ごみの種類・組成では、紙・布類の占める割合が最も高くなっており、全体の 60%程度を占めている。次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類となっている。

ごみの三成分では、可燃分と水分の割合に大きな差はなく、それぞれ 45%～50%程度となっている。

低位発熱量は、7,700kJ/kg 程度となっている。

表 3-2-3 ごみ質分析結果（可燃ごみ）の推移（壱岐市クリーンセンター）

項目\年度			H26	H27	H28	H29	H30	平均*
ごみの種類・組成	紙・布類	%	65.0	65.0	65.0	53.5	48.5	59.4
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	33.0	33.0	33.0	31.7	36.1	33.4
	木・竹・わら類	%	0.3	0.3	0.4	5.5	7.9	2.9
	ちゅう芥類	%	0.6	0.6	0.5	6.8	5.0	2.7
	不燃物類	%	0.1	0.1	0.1	1.9	1.2	0.7
	その他	%	0.0	1.0	1.0	0.6	1.3	0.8
	単位容積重量	kg/m ³	199.0	199.0	200.0	191.2	172.8	192.4
三成分	水分	%	49.9	46.5	46.4	48.0	43.8	46.9
	灰分	%	6.6	10.0	10.0	8.0	5.4	8.0
	可燃分	%	43.5	43.5	43.6	44.0	50.8	45.1
低位発熱量(計算量)		kJ/kg	6,943	6,935	8,743	7,358	8,505	7,724

出典：壱岐市一般廃棄物処理事業実態調査（壱岐市）

第3節 ごみ処理の状況

1 収集・運搬の状況

家庭から排出されるごみは、おもに直営収集であり、一部が委託収集となっている。ごみの排出形態・収集方法は、表 3-3-1 に示すとおりである。

表 3-3-1 ごみの分別区分及び収集・運搬の現状（令和 2 年度）

分別区分		排出形態		収集回数	収集方法	
生活系	可燃ごみ	指定袋	ごみステーション	週 2 回 又は週 3 回	直営収集	
	不燃ごみ	指定袋		月 1 回	直営収集	
	資源ごみ	空缶類、空ビン類、 プラスチック類、 有害物質類		指定ボックス	月 3 回 (蛍光管等は 月 1 回)	直営収集・委託収集
		廃食用油		容器のまま ボックス		
		古紙類		十字梱包		
		布類		透明袋		
	粗大ごみ	ごみシール		月 1 回	直営収集	
事業系	可燃ごみ	—	—	随時	直営収集	
	資源ごみ	—	—	随時	直営収集・ 委託収集	

収集頻度は、可燃ごみが週 2 回（一部は 3 回）、不燃ごみが月 1 回、資源ごみは蛍光管・乾電池・廃食用油を除くものは月 3 回、蛍光管・乾電池・廃食用油は月 1 回であり、粗大ごみは月 1 回となっている。

排出されるごみはそれぞれごみステーション方式にて収集を行っており、可燃ごみ及び不燃ごみは指定袋、粗大ごみはシール貼り付けによる有料制となっている。

なお、直接搬入ごみは、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを単純従量制による手数料徴収としている。

2 中間処理の状況

中間処理施設の概要を表 3-3-2 に示す。

本市は、平成 23 年度に既存施設の統廃合により、総合的なごみ処理施設である「壱岐市クリーンセンター」を整備し、「壱岐市リサイクルセンター」とあわせて、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの処理を行っている。

表 3-3-2 中間処理施設の概要

施設名称		壱岐市クリーンセンター
所在地		壱岐市芦辺町住吉東触728番地1
敷地面積		13,797 m ²
エネルギー回収推進施設	竣工年月	平成 24 年 3 月
	処理能力	26t/日(13t/16h×2基)
	処理方式	准連続燃焼式(ストーカ式焼却炉)
	灰処理	資源化(セメント材料・山元還元)
	余熱利用	給湯・燃焼用空気加温
マテリアルリサイクル推進施設	竣工年月	平成 24 年 3 月
	処理能力	3.6t/5h
	処理方式	不燃・粗大ライン(2.7t/5h): 破碎+選別+圧縮+貯留 空缶ライン(0.9t/5h): 選別+圧縮+貯留
施設名称		壱岐市リサイクルセンター
所在地		壱岐市郷ノ浦町大浦触 1003-1
敷地面積		3,560 m ²
リサイクル施設	竣工年月	平成 15 年 3 月
	処理能力	3.6t/5h
	処理方式	ペットボトルライン(0.24t/5h): 選別+圧縮+貯留 トレイライン(0.15t/5h) : 選別+圧縮+貯留

過去5年間における中間処理量の推移を表3-3-3及び図3-3-1に示す。焼却処理量は、平成29年度から増加傾向を示している。資源選別処理量は、平成29年度まで概ね増加傾向にあったが、平成30年度は500t近くに減少している。

表3-3-3 中間処理量の推移

単位:t/年度

区分\年度		H26	H27	H28	H29	H30	備考
中間処理	焼却処理	6,426	6,400	6,293	6,526	6,824	可燃ごみ・可燃残渣
	資源化	883	857	887	912	955	処理残渣含む
	生ごみ液肥化	243	265	246	247	239	
	資源選別処理	477	481	731	734	520	資源ごみ・その他
	金属類	146	146	142	150	143	
	ガラス類	187	200	363	345	235	
	ペットボトル	69	73	143	146	87	
	容器包装プラスチック	27	29	55	55	30	
	プラスチック類	2	1	2	2	2	
	廃食用油	9	9	9	10	9	
	その他	37	23	17	26	14	

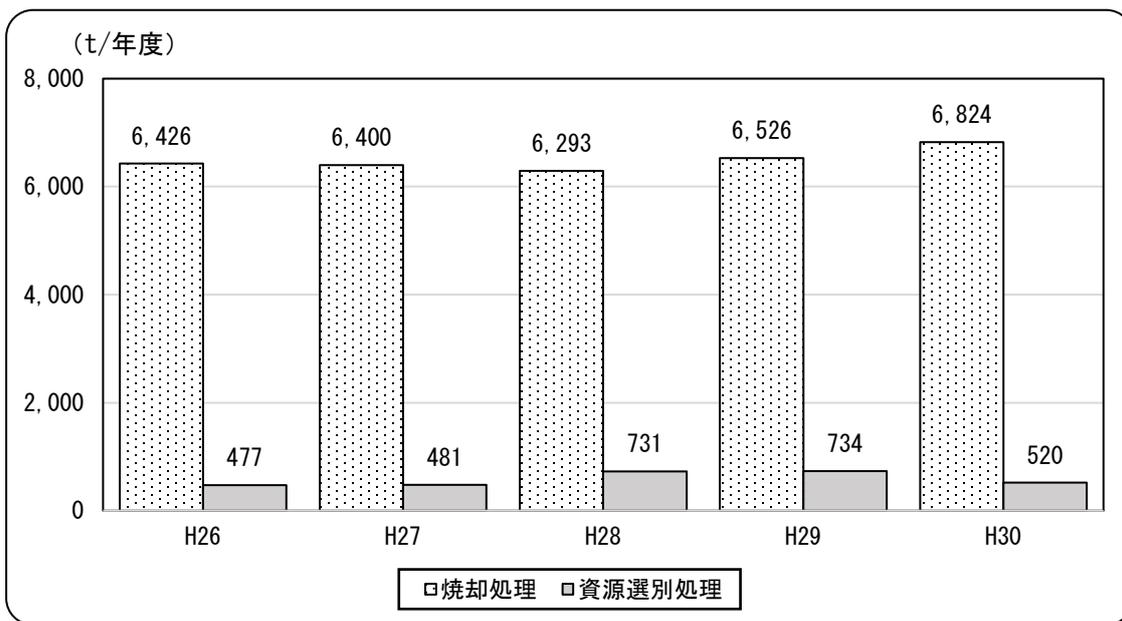


図3-3-1 中間処理量の推移

3 再資源化の状況

(1) 資源ごみの分別回収等

本市で分別収集された資源ごみは、表 3-3-4 に示すように中間処理施設で処理されるものと、直接資源回収業者に引き渡すものがある。

なお、焼却処理に伴う焼却灰及び飛灰は、平成 24 年度より資源化されている。(焼却灰：セメント材料、飛灰：山元還元)

表 3-3-4 資源ごみの分別回収方法

回収方法	品 目		備 考
中間処理施設での 資源回収	焼却残渣	焼 却 灰	セメント原料
		飛 灰	山元還元
	金属類	ア ル ミ	選別・圧縮
		ス チ ー ル	
	ビン	茶 色	選別
		無 色	
		そ の 他	
	プラスチック	ペットボトル・ペットボトルキャップ	選別・圧縮
		食品用トレイ類	
	有害物質類	蛍光管	選別
乾電池			
廃食用油	廃食用油		
直接資源化	古紙類	紙パック	業者引き渡し
		ダンボール	
		雑がみ(その他の紙)	
		新聞紙	
		雑誌	
		上・中質紙	
	布類	布製品全般	

(2) 再資源化の実績

過去5年間における再資源化量の推移を表3-3-5及び図3-3-2に示す。

総再資源化量及び、ごみ総排出量に対するリサイクル率ともに増減を繰り返しており、平成30年度のリサイクル率は35.2%である。

表 3-3-5 再資源化量の推移

区分\年度		H26	H27	H28	H29	H30	備考	
ごみ総排出量		8,838	8,388	8,138	8,227	9,025	①: 集団回収量含む	
集団回収量		0	0	0	0	0	②	
総資源化量	処理施設資源化量	焼却灰	683	641	680	680	725	
		飛灰	200	216	207	232	230	
		金属類	146	146	142	150	143	
		ガラス類	187	200	363	345	235	
		ペットボトル	69	73	143	146	87	
		容器包装プラスチック	27	29	55	55	30	
		プラスチック類	2	1	2	2	2	
		廃食用油	9	9	9	10	9	
		生ごみ液肥化	243	265	246	247	239	
		その他	37	23	17	26	14	
	計	1,603	1,603	1,864	1,893	1,714	③	
直接資源化	紙類	1,616	1,337	1,558	1,453	1,413		
	紙パック	8	7	7	9	8		
	紙製容器包装	6	3	12	21	22		
	布類	19	19	17	17	16		
	計	1,649	1,366	1,594	1,500	1,459	④	
総資源化量		3,252	2,969	3,458	3,393	3,173	⑤=②+③+④	
リサイクル率		36.8%	35.4%	42.5%	41.2%	35.2%	⑥=⑤÷①	

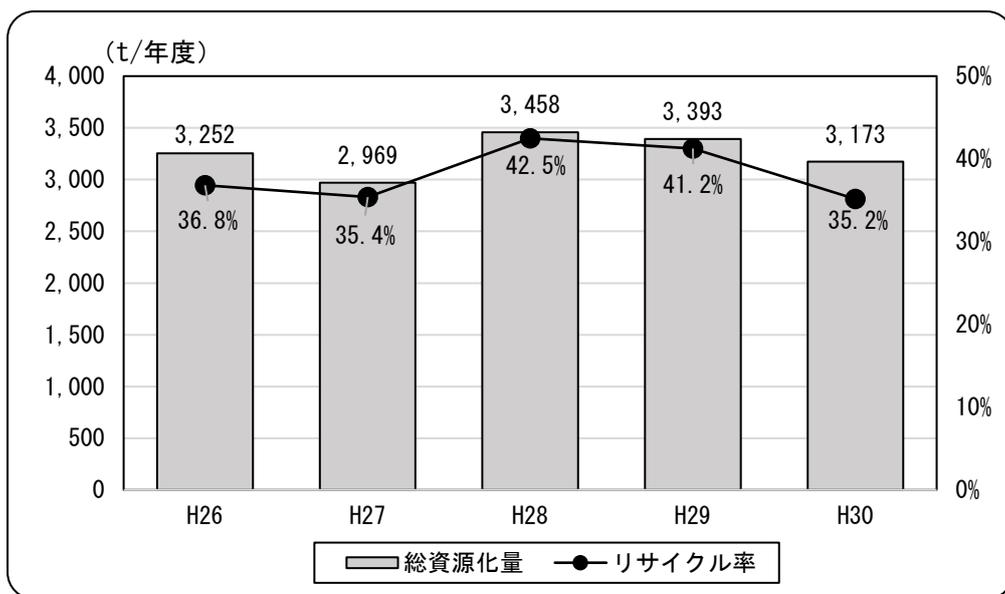


図 3-3-2 再資源化量の推移

4 最終処分の状況

本市の最終処分場の概要を表 3-3-6 に示す。

ここでは、マテリアルリサイクル推進施設より排出される処理残渣を埋立処分している。過去5年間における最終処分量の推移は、表 3-3-7 及び図 3-3-3 に示すとおりである。最終処分率（最終処分量÷ごみ総排出量）は1.2%～1.5%で推移している。

表 3-3-6 最終処分場の概要

施設名称		壱岐市クリーンセンター
最終処分場	竣工年月	平成 23 年 5 月
	埋立面積	1,000m ²
	埋立容積	6,400m ³
	埋立対象	不燃残渣
	しゃ水工	二重シート

表 3-3-7 最終処分量の推移

単位:t/年度

区分\年度		H26	H27	H28	H29	H30	備考
ごみ総排出量		8,838	8,388	8,138	8,227	9,025	
最終処分量	焼却残渣	0	0	0	0	0	
	不燃・粗大ごみ	105	106	115	120	139	
	計	105	106	115	120	139	
	最終処分率	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.5%	

出典：壱岐市一般廃棄物処理事業実態調査（壱岐市）

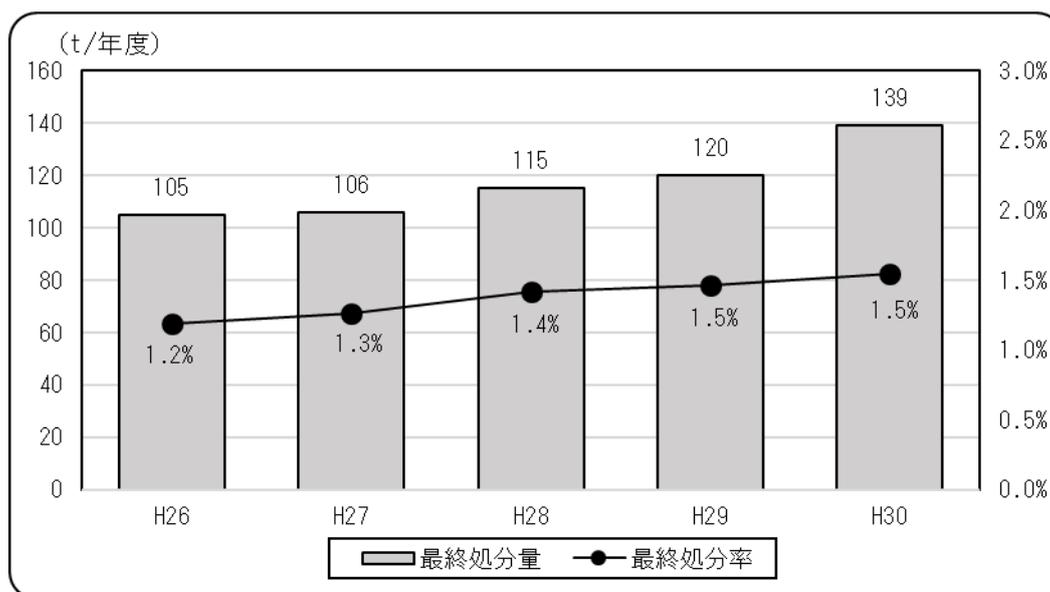


図 3-3-3 最終処分量の推移

出典：壱岐市一般廃棄物処理事業実態調査（壱岐市）

5 ごみ処理のまとめ

本市の平成 30 年度におけるごみ処理の状況をまとめると、図 3-3-4 に示すとおりとなる。

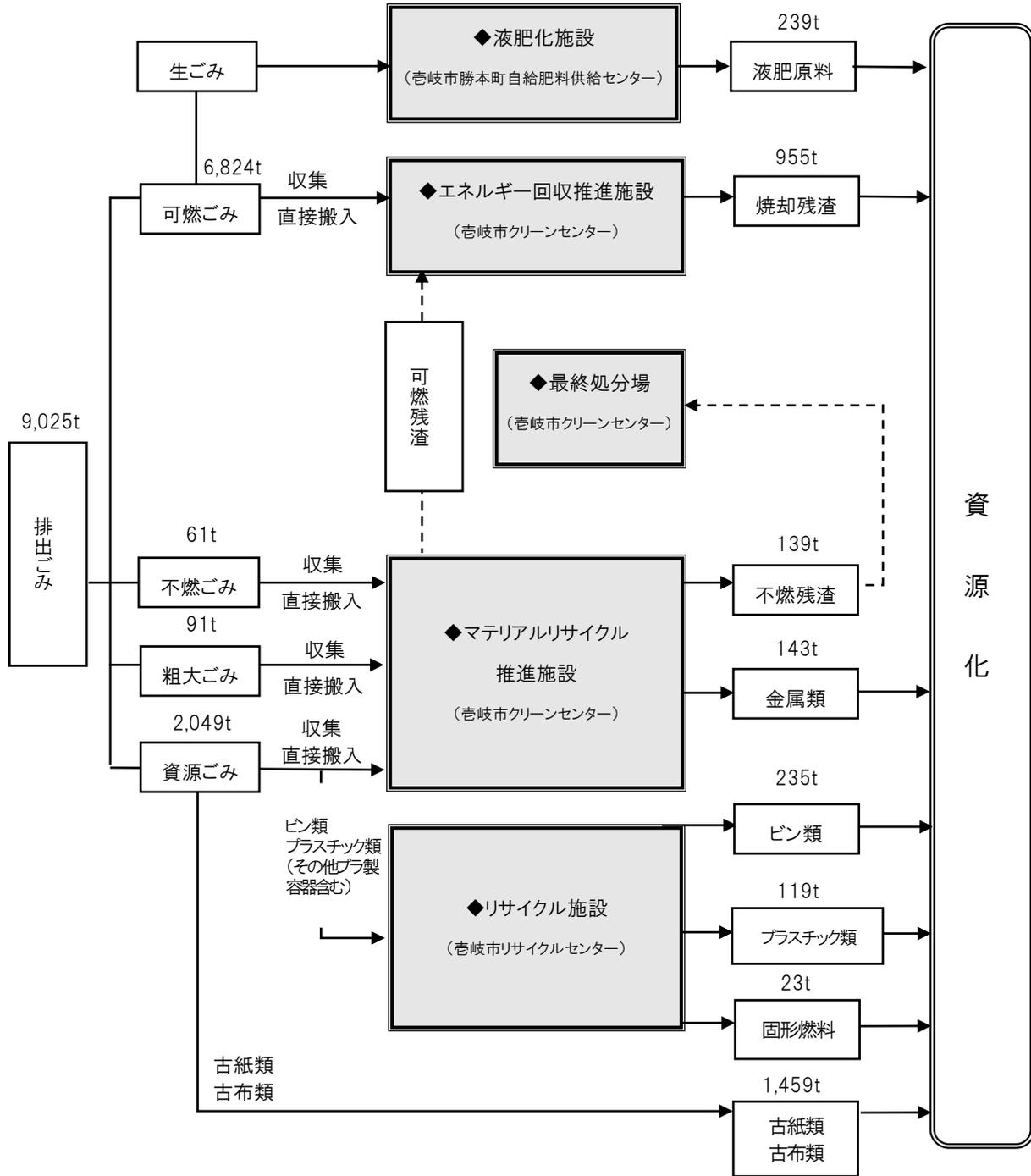


図 3-3-4 ごみ処理のまとめ

第4節 ごみ処理行政及びごみ処理技術の動向

1 国の動向

(1) 減量化目標等

国は「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理基本方針」の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しており、令和2年度における目標等については平成28年1月21日に変更内容等を発表したところである。

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定（見直し）された「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）では、取組目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定している。

国の減量化目標等を整理すると、表3-4-1に示すとおりである。

表3-4-1 国の減量化目標等

区分	廃棄物処理基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画
基準年度	平成24年度	—
目標年度	令和2年度	令和7年度
排出削減	ごみ総排出量(t/年)を 12%削減	一人当たりごみ総排出量(g/人・日)の 数値目標を850gとする。
	家庭系ごみ総排出量(g/人・日)の数値 目標を500gとする。	家庭系ごみ総排出量(g/人・日)の数値 目標を440gとする。
	事業系ごみ総排出量(t/年)の 増加を3%に抑制	事業系ごみ総排出量(t)の数値目標を 1,100万tとする。
リサイクル率	一般廃棄物:約27%	—
最終処分量	一般廃棄物:約14%削減	—

注) 目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率

(2) 循環型社会形成推進交付金制度

国は平成27年3月に「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」を改訂している。初版策定当時の背景データ等を踏襲しつつ、『廃棄物処理施設において、ストックマネジメントの考え方により、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、財政支出の節減を図ることが重要である』としており、交付対象に「廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業」も含まれている。

(3) 二酸化炭素排出抑制対策事業交付金制度

二酸化炭素排出抑制対策事業交付金制度は、廃棄物処理施設におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を目的として、市町村が実施する廃棄物処理施設の整備事業等に係る経費に対する国の交付金である。

(4) 中央環境審議会

国は、環境基本法に基づき、平成13年1月から中央環境審議会を設置した。

中央環境審議会の中で廃棄物処理に関する部会は、「廃棄物・リサイクル部会」と「循環型社会計画部会」があったが、平成25年1月に「循環型社会部会」へ統合された。循環型社会部会には14の小委員会・専門委員会がある。

各部会及び小委員会では、環境に関する重要事項について調査審議を行っている。

2 県の動向

長崎県では、令和3年3月に「廃棄物処理法」に基づく「長崎県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物処理の将来像、基本目標や減量化目標等を表3-4-2に示すとおり定めている。

表 3-4-2 長崎県廃棄物処理計画の概要

県の目指す 将来像	ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物発生量の最小化 ○ 環境を考えた処理体系の構築 ○ 県民のゴミゼロ意識の確立
実現のための 取り組み方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 持続可能な社会に向けた統合的取組の推進 2 地域循環に向けた取組の推進 3 SDGs の推進
一般廃棄物の 目標値	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1人1日平均排出量:令和7年度に900g/人・日(家庭系+事業系) (令和元年度比69g/人・日減) ○ リサイクル率:令和7年度で20%(令和元年度比4.4ポイント増)

また、長崎県では環境審議会を適宜開催し、県の環境に関する様々な問題解決に努めている。

3 関係法令等

(1) 廃棄物・リサイクル関連法

廃棄物処理法以外の関連法として、平成12年に循環型社会の形成に関する基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定された。この法律は、平成5年に制定された循環保全の総合的な推進を目的とする「環境基本法」の理念を明確化したもので、循環型社会形成推進基本法に基づき、廃棄物処理・リサイクルに係る法律が整備された。

具体的には、廃棄物処理法の改正、「再生資源利用促進法」が「資源有効利用促進法」に改正された。

個別製品のリサイクルについては、平成7年に容器包装廃棄物のリサイクルを促進する「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）の整備、平成10年には家電4品目のリサイクルをメーカー主導で行う「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）が整備された。平成12年には一定規模以上の解体工事等において分別解体等を義務づける「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）、食品廃棄物の発生抑制等を定める「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）が整備された。さらに、平成25年には使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が整備された。

また、国や自治体等の公共機関に消費者として環境負荷低減に資する物品・サービスの調達を義務づける「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）が整備された。

表3-4-3に、上記リサイクル法の改正年月を示す。

表3-4-3 各リサイクル法の改正状況

法令	改正年月
容器包装リサイクル法	平成23年8月 一部改正
小型家電リサイクル法	平成25年4月 完全施行
建設リサイクル法	平成26年6月 一部改正
グリーン購入法	平成27年9月 一部改正
家電リサイクル法	平成29年6月 一部改正
食品リサイクル法	令和元年1月 一部改正

(2) 環境保全関係法令

ごみ処理施設等の整備に当たっては、その規模と内容に応じて廃棄物処理法をはじめ、表3-4-4に示す環境保全関係法令等の適用を受けることになる。

表 3-4-4 環境保全関係法令(ごみ処理施設の場合)

法律名	適用範囲等
廃棄物処理法	処理能力が1日5t以上のごみ処理施設(焼却施設においては、1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2㎡以上)は本法の対象となる。
大気汚染防止法	火格子面積が2㎡以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるごみ焼却炉は、本法のばい煙発生施設に該当する。
水質汚濁防止法	処理能力が1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2㎡以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公共用水域に排出する場合、本法の特定施設に該当する。
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。
振動規制法	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。
悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、知事が指定する地域では規制を受ける。
下水道法	1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2㎡以上の焼却施設は、公共下水道に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。
ダイオキシン類対策特別措置法	工場又は事業場に設置される廃棄物焼却炉で1時間当たり50kg以上又は、火格子面積0.5㎡以上の施設で、ダイオキシン類を大気中に排出又はこれを含む汚水若しくは廃水を排出する際、本法の特定施設に該当する。
土壌汚染対策法	有害物質使用特定施設を廃止したとき、健康状態を生ずるおそれがあるとき、一定規模(3,000㎡)の形質変更を行うときは本法の適用を受けるが、清掃工場は有害物質使用特定施設には該当しない。しかし、都道府県の条例で排水処理施設を有害物の「取り扱い」に該当するとの判断をして、条例を適用する場合がある。

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人 全国都市清掃会議）

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年 11 月）では、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策として所要の改正が行われた。

長崎県の公害規制等に関する条例等は、長崎県環境基本条例をはじめ表 3-4-5 に示すとおりである。

表 3-4-5 長崎県の公害規制等に関する条例

- 長崎県環境基本条例(平成9年10月13日 条例第47号)
- 長崎県環境影響評価条例(平成11年10月19日 条例第27号)
- 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に排水基準を定める条例(昭和47年12月23日 条例第64号)
- 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(平成20年3月25日 条例第15号)
- 長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成7年3月31日 規則第32号)

(3) 土地利用規制に関する法令等

一般に、ごみ処理施設等を設置するにあたっての土地利用規制等に関する法令は、表 3-4-6 に示すとおりである。

表 3-4-6 施設の設置や土地利用規制等に関する法令 (1)

法律名	適用範囲等
都市計画法	都市計画区域内でごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合。
急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の設置、又は工作物の設置・改造の制限。
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。
道路法	電柱、電線、水管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。
都市緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。
港湾法	港湾区域又は、港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合。臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合。
都市再開発法	市街地再開発事業の施工地区内において、建築物その他の工作物の新築、又は改築等を行う場合。
土地区画整理法	土地区画整理事業の施工地区内において、建築物その他の工作物の新築、又は改築等を行う場合。
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化包蔵地」を発掘する場合。
工業用水法	指定地域内の井戸(吐出口の断面積の合計が 6cm ² を超えるもの)により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備(吐出口の断面積の合計が 6cm ² を超えるもの)により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。
建築基準法	51 条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同上ただし書きではその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りでない。 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。 なお、用途地域別の建築物の制限有。
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可。 重油タンク等は危険物貯蔵所として本法により規制。
航空法	進入表面、転移表面又は、平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限地表又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要。屋間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さのものには屋間障害標識が必要。
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合。

表 3-4-6 施設の設置や土地利用規制等に関する法令 (2)

法 律 名	適 用 範 囲 等
有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合。
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。
電気事業法	特別高圧(7,000V を超える)で受電する場合。 高圧受電で受電電力の容量が 50kW 以上の場合。 自家用発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合。
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連記述が存在。
自然環境保全体法	原生自然環境保全地域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
森林法	保安林等にごみ処理施設を建設する場合。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等にごみ処理施設を建設する場合。
砂防法	砂防指定地内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要。
地すべり等防止法	地すべり防止区域にごみ処理施設を建設する場合。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
景観法	景観計画区域内において建築等を行う場合は、届出の必要性や、建築物の形態意匠の制限がかかることがある。
土地収用法	用地取得に際し、地権者への税優遇制度の適用根拠(要、税務署協議)

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人 全国都市清掃会議）

4 ごみ処理技術の動向

近年のごみ処理に関する技術の動向は、処理プロセス別に表 3-4-7 に示すようになる。
 従来の焼却による安定処理中心であった処理サイクルから、地球環境保全と資源の保護・有効利用を目的とした法整備の進展や社会的な意識の向上に沿って、循環型処理サイクルへ大きく転換している。

表 3-4-7 ごみ処理技術の動向

処理プロセス	技術概要	技術要素		
排出抑制 再資源化	① 生ゴミ堆肥化技術	家庭用生ごみ処理容器 EM 菌		
	② 発泡スチロール資源化技術	ペレット化		
収集運搬	① ごみ輸送技術	中継基地(ペール・コンバクタ・バインド) 真空輸送 地下集積場		
	② 低公害収集車技術	電気自動車 ハイブリッド自動車		
中間処理 資源化	① 堆肥化・燃料化技術	高速堆肥化 バイオガス化 RDF 化(ペレット、炭化、パウダー) RPF 化		
		② プラスチック類油化技術	油化 ガス化 還元モノマー化	
			③ 不燃物選別技術	ビン・カレット色自動選別 PVC 選別 永久磁石アルミ選別
				④ ごみ熔融技術
	⑤ 残渣の資源化技術	スラグ化		
	⑥ サーマルエネルギー回収技術	スーパー発電 コジェネレーション		
		⑦ 公害防止技術	ダスト処理技術(固化、キレート) 排ガス(Nox、水銀、DXN 等)処理技術	
	最終処分		① クローズド処分場技術	覆蓋型処分場(地下・屋根) 多層しゃ水
		② しゃ水技術		漏水検知システム 自動修復システム
			③ 浸出水処理技術	膜処理 電気透析 光化学分解
				④ 処分場再生技術

第5節 ごみ処理の評価及び課題

1 ごみ処理の評価

本市のごみの排出・処理状況等は表 3-5-1 に示すとおりである。また、平成 30 年度における全国平均及び長崎県内市町のごみ処理の状況を表 3-5-2、図 3-5-1 及び表 3-5-3 に示す。

表 3-5-1 ごみ処理の評価表

評価項目		壱岐市の実績値		全国・県の実績値		国・県の目標値	
				全国平均	長崎県平均	国 ^{※1}	長崎県
		H29年度	H30年度	H30年度	H30年度	R2年度	R7年度
1人1日当たり ごみ総排出量	g/人・日	826	921	919	958	848	900
リサイクル率	%	38.2	35.2%	20.0	14.9	27.0	20.0
最終処分率 ^{※2}	%	1.5%	1.5%	9.0	8.7	H24比で-14%	—

注) 評価項目は、本市で実績等が把握でき、国や県の指標等が公表されている項目を対象とした。

※1: 国の目標値 (848g/人・日) は平成 24 年度の 1 人 1 日当たりごみ総排出量 (963.5g/人・日) に削減率 (-12%) を乗じた目安値

※2: 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

出典 1: 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (環境省)

出典 2: 長崎県廃棄物処理計画 (長崎県)

出典 3: 壱岐市一般廃棄物処理事業実態調査 (壱岐市)

(1) ごみ排出量

表 3-5-1 より、本市の 1 人 1 日当たりごみ総排出量は平成 30 年度で 921g であり、全国平均 919g より多いが、県平均 958g と比べると少ない状況である。

また、令和 2 年度の国の目標値 848g や令和 7 年度の県の目標値 900g と比べると多い状況である。

表 3-5-2 より、排出区分別で見ると、生活系ごみが 641g と国の平均値 638g や県の平均値 640g より多い。また、事業系ごみは 280g と国の平均値 280g と同量であり、県の平均値 318g より少ない状況である。

(2) リサイクル率

表 3-5-1 より、本市の平成 30 年度のリサイクル率は 35.2% であり、令和 2 年度における国の目標値 27% や令和 7 年度における県の目標値 20% を上回っている。

(3) 最終処分率

表 3-5-2 より、最終処分率は平成 30 年度で 1.5% と、全国平均で 9.0% や県平均で 8.7%

を大きく下回っている。

表 3-5-2 全国平均及び県内市町のごみ排出状況等（平成 30 年度実績）

区分	総人口 (人)	ごみ総排出量(g/人・日)		リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)		
		生活系	事業系				
壱岐市(H30実績)	26,858	921	641	280	35.2	1.5	
一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）	長崎市	422,379	963	673	290	14.0	16.2
	佐世保市	252,674	971	517	455	11.9	7.3
	島原市	45,347	1,177	758	418	19.7	2.5
	諫早市	136,451	1,010	622	389	15.2	1.9
	大村市	96,264	905	587	318	10.9	12.0
	平戸市	31,641	855	694	161	19.0	4.1
	松浦市	23,062	859	724	136	16.7	3.7
	対馬市	31,068	987	617	370	14.6	10.4
	五島市	37,207	1,044	831	214	15.8	7.1
	西海市	28,075	830	564	266	31.8	3.9
	雲仙市	44,149	953	598	355	14.4	1.0
	南島原市	46,268	955	786	169	17.1	1.9
	長与町	41,992	768	625	143	21.7	1.5
	時津町	29,829	846	619	227	22.8	1.8
	東彼杵町	7,999	669	486	182	8.2	11.9
	川棚町	14,073	809	550	259	10.3	11.9
	波佐見町	14,843	702	527	175	8.2	11.9
	小値賀町	2,401	1,140	857	283	16.1	24.6
	佐々町	13,915	986	609	377	16.7	0.5
新上五島町	19,370	1,337	1,257	80	7.0	23.7	
県全体	1,365,865	958	640	318	14.9	9.1	
全国平均		919	638	280	20.0	9.4	

出典：壱岐市一般廃棄物処理事業実態調査（壱岐市）

注）最終処分率：最終処分量÷ごみ総排出量×100

リサイクル率：総資源化量÷ごみ総排出量×100

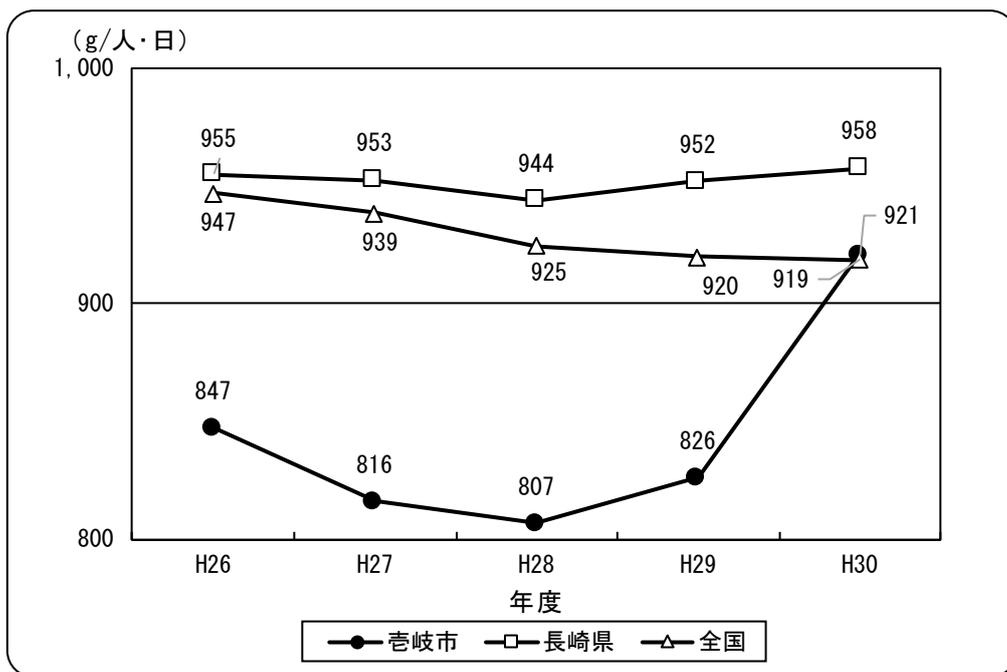


図 3-5-1 1人1日当たり総排出量の推移

表 3-5-3 1人1日当たり資源化量の実績

区分	岐阜市 (H30年度)	長崎県 (H30年度)	全国 (H30年度)
総人口(人)	26,858	1,365,865	127,438,270
ごみ総排出量(t/年)	9,025	477,499	42,724,880
(g/人・日)	921	958	919
資源化量(t/年)	3,173	55,570	6,485,597
(g/人・日)	324	111	139
集団回収量(t/年)	0	15,599	2,052,982
(g/人・日)	0.0	31.3	44.1
総資源化量(t/年)	3,173	71,169	8,538,579
(g/人・日)	324	143	184
リサイクル率	35.2%	14.9%	20.0%

注) リサイクル率：総資源化量÷ごみ総排出量×100

出典：岐阜市一般廃棄物処理事業実態調査（岐阜市）

2 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制に関する課題

本市の1人1日当たりごみ総排出量は、県の平均値を下回っているものの、全国の平均値を僅かに上回っている。また、令和2年度の国の目標や令和7年度の県の目標に対しては上回っている状況である。

事業系ごみは県の平均値を下回っているが、生活系ごみは国や県の平均値を僅かに上回っており、生活系ごみの排出抑制について一層の働きかけをするとともに、事業系ごみについても可能な限りの排出抑制を推し進めることが大事である。

ごみの排出抑制を進めていくためには、排出者個々の意識が変わっていくことが必要であり、ごみの排出量に応じた適切な処理コストの負担を求めることは、排出者の意識改革を図る上で有効な方策であるといえる。

現在、本市ではごみの収集に指定袋制を導入していることから、今後の排出量の推移を見守りながら必要に応じて料金改定等の検討を行うことも必要である。

(2) 分別収集に関する課題

本市では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの4種分別を行っており、資源ごみについては品目別に再分類して収集を行っている。

ただし、容器包装リサイクル法の対象となる「その他プラスチック製容器包装」は一部を除き可燃ごみとして処理されている。

その他プラスチック製容器包装は、一般に湿重量比で容器包装廃棄物の約3割、容積比では6割以上を占めており、全国市区町村のうち6割以上（白色トレイのみも含めると7割以上）が分別収集を実施（平成30年度末時点）している。

また、本市のごみ質分析結果において、表3-2-3に示したようにプラスチック類（皮革類等、プラスチック以外のものも一部含む）の占める割合が比較的高く、平成30年度で約30%を超えていることからその他プラスチック製容器包装の分別収集について検討を行う必要がある。

なお、その他プラスチック製容器包装の分別収集を実施する場合には、住民への負担や収集運搬作業の増大を考慮して、効率的な収集運搬体制を整備する必要がある。

(3) 再資源化に関する課題

表3-5-3より、本市のリサイクル率は平成30年度で35.2%と、全国のリサイクル率平均値（平成30年度で20.0%）や県のリサイクル率平均値（平成30年度で14.9%）と比べて高く、県内で最もリサイクルが進んでいる状況にある。同様に総資源化量（g/人・日）も324g/人・日と、全国の総資源化量の平均値（平成30年度で184g/人・日）や県の総資源化量の平均値（平成30年度で143g/人・日）と比べても相当高い値である。

ただし、近年リサイクル率は伸び悩んでおり、リサイクル率を向上させる取組が必要である。現在焼却処理されているその他プラスチック製容器包装や、通信販売の増加に伴い増加傾向にある段ボールをはじめとした紙類等のさらなる資源化については検討が必要で

ある。

(4) 中間処理に関する課題

本市のごみ中間処理施設は平成 24 年度に「壱岐市クリーンセンター」として整備された比較的新しい施設であり、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（一部除く）の適正な処理に寄与しているところである。

最新の技術を踏まえた施設であり、現在のところ問題は見られないが、今後長期間の稼働を見据えて適切な維持・運転管理を続けていくことが大事である。

(5) 最終処分に関する課題

本市の最終処分場は平成 24 年度に「壱岐市クリーンセンター」として整備され、マテリアルリサイクル推進施設からの処理残渣を埋め立てている。

比較的新しい施設であり、現在のところ問題は見られないが、今後長期間の稼働を見据えて適切な維持・運転管理を続けていくことが大事である。

(6) 適正処理困難物の取り扱い

本市においては、適正な処理を行うことが困難な品目（市が収集・処理を行わないごみ）を定めている。

しかしながら、排出者側での処理も難しいことから不法投棄等の問題にも関係してくるものでもあると考えられる。

これらの廃棄物については、専門業者や販売店に引き取って貰うことや中古品としてリユースすることについて、より一層の広報・啓発活動を行う必要がある。

以上の本市におけるごみ処理に関する主要施策の効果と課題を整理すると、表 3-5-4 に示すとおりである。

表 3-5-4 ごみ処理に関する主要施策の効果と課題

課題	施策の方向性	効果	施策実施への課題
ごみの 排出抑制	・収集ごみに対する処理手数料の改定	・ごみ排出量の抑制 ・公平なごみ処理費用の負担 ・ごみ問題等への関心の高まり	・住民の理解 ・不法投棄の可能性 ・導入に対するコストの増加
	・直接搬入ごみに対する処理手数料の改定	・ごみ排出量の抑制 ・ごみ問題等への関心の高まり	・事業者の理解 ・不法投棄の可能性
リサイクル の促進	・その他プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル	・資源化物の増加 ・焼却処理量の抑制	・住民、事業者等の理解と協力 ・収集システムの見直し
	・紙類の資源化向上	・焼却処理量の抑制	・住民、事業者等の理解と協力

第6節 基本方針等

1 基本理念

わが国では、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動や住民のライフスタイルを見直し、資源を効率的に利用してごみの排出抑制に努め、排出されたごみは可能な限り資源化を図り、どうしても利用できないごみは適正に処理・処分を行うことで、「持続的に環境への負荷を低減する循環型社会」の構築が求められている。

循環型社会を実現するためには、従来の安定処理に軸足を置いた考え方から、不要なものを受け取らない（Refuse：リフューズ）、廃棄物の発生を抑制する（Reduce：リデュース）、再使用する（Reuse：リユース）、再生利用する（Recycle：リサイクル）というサイクルを中心とし、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処理・処分することが必要である。

また、総合計画においては、まちづくりの基本目標である「自然・歴史文化が調和した持続可能な社会基盤が整っている」の中で、一般廃棄物処理に関する基本的な方向として『循環型社会の構築』を掲げ、「持続可能な適正処理（施設等）及び循環資源の有効活用」や「排出抑制及びリサイクルの推進（ごみ減量化 4R の推進）」に住民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組むこととしている。

本計画においては、SDGs の目指す「誰一人取り残さない」という目標を尊重し、循環型社会の構築に向けて市民・事業者・行政が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくものとし、次のとおり基本理念を掲げることとする。

基本理念

環境にやさしい資源循環型社会の構築

2 基本方針

ごみ処理の現状及び課題、並びに基本理念を踏まえ、今後の本市におけるごみ処理を進めるための基本方針を以下のとおりとする。

(1) 環境保全対策の推進

- ◆ 地球環境への負荷低減を目的としたライフスタイルの実現
- ◆ 個の意識向上を目的とした環境教育の積極的な推進
- ◆ 問題意識の共有を目的とした積極的な情報公開

(2) 排出抑制・リサイクルの推進

- ◆ 市民・事業者・行政の一体的な排出抑制対策
- ◆ 分別区分の見直しによるリサイクル率の向上推進
- ◆ 4 R 運動の推進
 - 「不要なものは受け取らない (Refuse : リフューズ)」
 - 「廃棄物の発生を抑制する (Reduce : リデュース)」
 - 「再使用する (Reuse : リユース)」
 - 「再生利用する (Recycle : リサイクル)」
- ◆ 分別収集に対する一層の啓発

(3) 適正処理の推進

- ◆ 既存施設の適正な運転・管理についての研究
- ◆ 既存施設の長寿命化・延命化を図るストックマネジメント手法の研究
- ◆ ごみ収集の適正化についての研究

第7節 目標値の設定及び将来予測

1 目標値の設定

前節の基本理念や基本方針に基づき、本市におけるごみの排出削減目標及びリサイクルの目標を、国や県の目標値も踏まえて以下のとおり設定する。

(1) ごみの排出削減目標

本市のごみ総排出量は平成29年度以降増加傾向にあり、平成30年度時点では令和2年度の国の目標値や令和7年度の県の目標値を上回っている状況であるため、ごみ総排出量の一層の削減を目指すものとする。

排出削減目標の設定に当たっては、上位計画にあたる総合計画や廃棄物処理基本方針を参考とし、本市における実現可能な値として、計画目標年度におけるごみ総排出量の削減目標を以下のとおり設定する。

排出削減目標

1人1日当たりごみ総排出量を令和16年度までに19%以上削減する

(令和16年度の1人1日当たりごみ総排出量を742g以下とする)

※基準年度：平成30年度

(2) 資源化の目標

本市のリサイクル率は平成30年度実績で35.2%と国や県の平均値を大きく上回っているが、近年伸び率が停滞しており、依然焼却処理されている資源化物があることから、これらを対象として資源化促進を図るものとする。

資源化の目標設定に当たっては、国（令和2年度）や県（令和7年度）の目標をクリアしていることから、本市における実現可能な値として、計画目標年度における資源化の目標を以下のとおり設定する。

資源化の目標

令和16年度までに資源化率を40%以上にする

2 ごみ総排出量及び処理量の予測

(1) 将来人口の予測

将来の人口は、次の方法により予測した。

- ・ 過去の実績から統計計算による予測を行い、その予測結果と上位計画等との整合をみる。
- ・ 整合性が高く、予測結果の相関も高い予測式の値を採用する。

推計の結果、予測各式の中で最も相関が高かったのは指数式であり、総合計画の将来人口予測（平成 27 年度～令和 12 年度の推計結果）と同様な傾向を示していることから、将来人口の予測式は指数式を採用した。指数式による本市の将来人口の予測結果は、中間目標年度の令和 9 年度に 23,402 人、計画目標年度の令和 16 年度に 21,024 人となる。

将来人口の予測結果を表 3-7-1 及び図 3-7-1 に示す。

表 3-7-1 将来人口の予測結果

単位:人

年 度	実績人口※	総合計画人口	計画値					
			直線式	対数式	べき乗式	ロジスティック式	指数式	
実 績	H26	28,575						
	H27	28,089	27,103					
	H28	27,643						
	H29	27,281						
	H30	26,858						
推 計 値	R1		26,434	26,669	26,674	19,954	26,450	
	R2	24,864	26,010	26,509	26,520	11,194	26,048	
	R3		25,585	26,370	26,387	5,686	25,653	
	R4		25,161	26,248	26,271	3,575	25,263	
	R5		24,737	26,138	26,167	2,926	24,879	
	R6		24,313	26,039	26,073	2,740	24,501	
	R7	22,644	23,889	25,949	25,988	2,688	24,129	
	R8		23,464	25,866	25,910	2,673	23,763	
	R9		23,040	25,789	25,838	2,669	23,402	
	R10		22,616	25,717	25,771	2,668	23,046	
	R11		22,192	25,650	25,708	2,668	22,696	
	R12	20,503	21,768	25,587	25,649	2,668	22,351	
	R13		21,343	25,528	25,594	2,668	22,012	
	R14		20,919	25,472	25,542	2,668	21,678	
	R15		20,495	25,419	25,493	2,668	21,348	
	R16		20,071	25,368	25,446	2,668	21,024	
相関係数			0.9987	0.9825	0.9807	0.7657	0.9991	

※出典：沓岐市一般廃棄物処理事業実態調査（沓岐市）

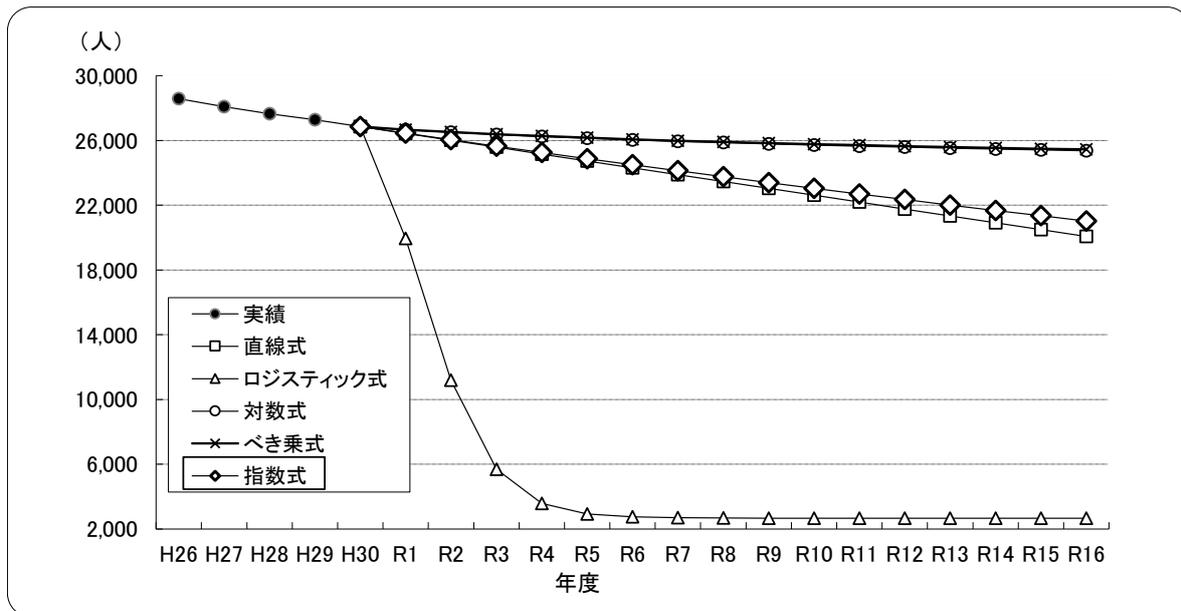


図 3-7-1 将来人口の予測結果

(2) ごみ総排出量の予測

ごみ総排出量は、次の方法により予測した。

- ・ ごみ総排出量原単位の過去の実績から統計計算による予測を行う。
- ・ 総排出量原単位と計画処理区域人口からごみ総排出量を算出し、平成 26 年度から平成 30 年度までの過去 5 年間の処理区分ごとの比率で按分する。

ごみ総排出量原単位の推計結果を表 3-7-2 及び図 3-7-2 に示す。直近 5 年間では、平成 28 年度まで減少傾向にあったが、以降平成 30 年度まで増加傾向にあり、各推計式による予測値は実績を反映していずれも増加傾向を示した。しかし、平成 26 年度から平成 29 年度までのごみ総排出量原単位の推移状況を考慮すると、直線式や指数式のような大幅な上昇傾向が続くとは考えにくいため、直線式と指数式を除き、最も相関係数の高い「ロジスティック式」を採用した。ロジスティック式による予測結果は、中間目標年度の令和 9 年度に 947.0g、計画目標年度の令和 16 年度に 947.4g となる。

現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果を表 3-7-3 に示す。

表 3-7-2 ごみ総排出量原単位の予測結果

単位:g/人・日

年 度	1人1日当たり ごみ排出量※	計 画 値					
		直線式	対数式	べき乗式	ロジスティック式	指数式	
実 績	H26	847					
	H27	816					
	H28	807					
	H29	826					
	H30	921					
推 計 値	R1		936.3	925.3	925.1	930.5	936.3
	R2		952.0	929.2	928.9	936.8	952.3
	R3		967.7	932.6	932.2	940.8	968.6
	R4		983.3	935.6	935.2	943.3	985.2
	R5		999.0	938.3	937.8	944.8	1,002.0
	R6		1,014.7	940.7	940.2	945.8	1,019.2
	R7		1,030.4	943.0	942.4	946.4	1,036.7
	R8		1,046.1	945.0	944.4	946.8	1,054.5
	R9		1,061.7	946.9	946.3	947.0	1,072.6
	R10		1,077.4	948.7	948.0	947.2	1,091.1
	R11		1,093.1	950.3	949.7	947.3	1,109.8
	R12		1,108.8	951.9	951.2	947.3	1,129.0
	R13		1,124.5	953.3	952.7	947.4	1,148.4
	R14		1,140.1	954.7	954.1	947.4	1,168.2
	R15		1,155.8	956.0	955.4	947.4	1,188.4
	R16		1,171.5	957.3	956.6	947.4	1,208.9
相関係数		0.5414	0.3543	0.3437	0.4662	0.5328	

※出典：彦岐市一般廃棄物処理事業実態調査（彦岐市）

表 3-7-3 ごみ総排出量の予測（現状推移）

区分／年度		実績 H30	予測				
			R9		R16		
				増減率		増減率	
行政区域内人口(人)		26,858	23,402	-12.9%	21,024	-21.7%	
計画収集人口(人)		26,858	23,402	-12.9%	21,024	-21.7%	
自家処理人口(人)		0	0	---	0	---	
生活系 ごみ量	直営収集ごみ	4,003	3,948	-1.4%	3,539	-11.6%	
	委託収集ごみ	786	438	-44.3%	393	-50.0%	
	直接搬入ごみ	1,491	1,239	-16.9%	1,111	-25.5%	
	計	6,280	5,625	-10.4%	5,042	-19.7%	
事業系 ごみ量	委託収集ごみ	1,027	990	-3.6%	887	-13.6%	
	許可収集ごみ	0	0	---	0	---	
	直営収集ごみ	231	60	-73.9%	54	-76.6%	
	直接搬入ごみ	1,487	1,436	-3.4%	1,287	-13.5%	
	計	2,745	2,486	-9.4%	2,228	-18.8%	
ごみ排出量							
		(t/年度)	9,025	8,111	-10.1%	7,270	-19.4%
		(g/人・日)	920.6	947.0	2.9%	947.4	2.9%
自家処理量							
		(t/年度)	0	0	---	0	---
		(g/人・日)	0	0	---	0	---
集団回収量							
		(t/年度)	0	0	---	0	---
		(g/人・日)	0	0	---	0	---
ごみ総排出量							
		(t/年度)	9,025	8,111	-10.1%	7,270	-19.4%
		(g/人・日)	920.6	947.0	2.9%	947.4	2.9%

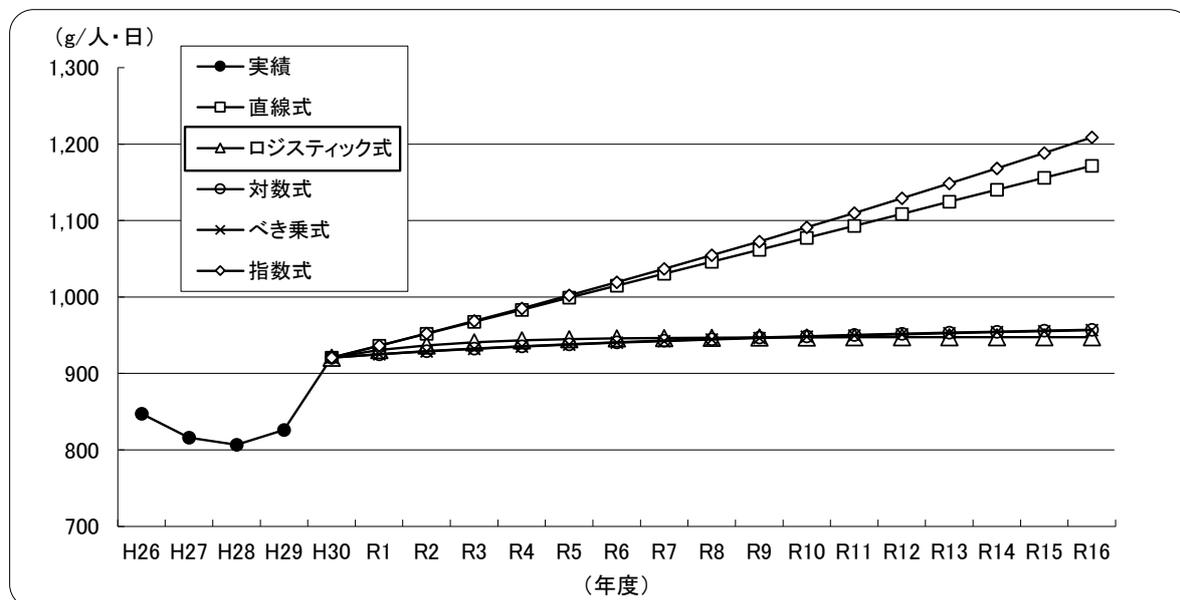


図 3-7-2 ごみ総排出量原単位の予測結果

計画目標年度である令和 16 年度におけるごみ総排出量は 7,270 t と平成 30 年度に比べ 1,755t の減少が予測されるが、1 人 1 日当たり排出量では 947.4g と平成 30 年度に対して 2.9% 増となっており、排出削減目標である基準年度比 19%の削減に対しては 22 ポイント近く上回るることとなるため排出削減方針を検討する必要がある。

排出削減方針は、上位計画の目標と整合をはかり実現可能な目標を定める。まず、総合計画では、1 人 1 日当たりごみ排出量を令和 6 年度までに 789g に削減することを目標としているため、この目標を達成するものとする。

この目標を達成した場合、令和 6 年度の 1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量は 547.2g となる。これは、廃棄物処理基本方針における国の目標（令和 2 年度までに 1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量を 500g 以下にする）を上回っているため、令和 7 年度以降の目標として、令和 16 年度までに 1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量を 500g 以下とすることとする。

よって、排出削減方針は以下のとおりとなる。

- ◆ ごみ総排出量：1 人 1 日当たり排出量を令和 6 年度までに 789g 以下とする。
- ◆ 生活系ごみ：令和 7 年度以降 1 人 1 日当たり排出量を令和 16 年度までに 500g 以下とする。

これにより、計画目標年次の減量方針は以下の通りとなる。

- ◆ 生活系ごみ：予測値に対して 23.9%の減量（計画目標年度）
- ◆ 事業系ごみ：予測値に対して 21.7%の減量（計画目標年度）

この結果、計画目標年度におけるごみの総排出量は、5,692 t、1 人 1 日当たり排出量では 741.8g となり、1 人 1 日当たりごみ総排出量目標の基準年度比 19%の削減が可能となっている。排出削減を行った場合のごみ総排出量の推移を表 3-7-4、図 3-7-3、図 3-7-4 及び図 3-7-5 に示す。

表 3-7-4 ごみ総排出量の目標年度における推移（排出削減後）

区分／年度		実績 H30	予測			
			R9		R16	
				増減率		増減率
行政区域内人口(人)		26,858	23,402	-12.9%	21,024	-21.7%
計画収集人口(人)		26,858	23,402	-12.9%	21,024	-21.7%
自家処理人口(人)		0	0	---	0	---
生活系 ごみ量	直営収集ごみ	4,003	3,230	-19.3%	2,771	-30.8%
	委託収集ごみ	786	358	-54.4%	307	-60.9%
	直接搬入ごみ	1,491	1,014	-32.0%	870	-41.7%
	計	6,280	4,603	-26.7%	3,948	-37.1%
事業系 ごみ量	委託収集ごみ	1,027	810	-21.1%	695	-32.4%
	許可収集ごみ	0	0	---	0	---
	直営収集ごみ	231	49	-78.6%	42	-81.7%
	直接搬入ごみ	1,487	1,175	-21.0%	1,008	-32.2%
	計	2,745	2,034	-25.9%	1,745	-36.4%
ごみ排出量		(t/年度) 9,025	6,637	-26.5%	5,692	-36.9%
		(g/人・日) 920.6	774.8	-15.8%	741.8	-19.4%
自家処理量		(t/年度) 0	0	---	0	---
		(g/人・日) 0	0	---	0	---
集団回収量		(t/年度) 0	0	---	0	---
		(g/人・日) 0	0	---	0	---
ごみ総排出量		(t/年度) 9,025	6,637	-26.5%	5,692	-36.9%
		(g/人・日) 920.6	774.8	-15.8%	741.8	-19.4%

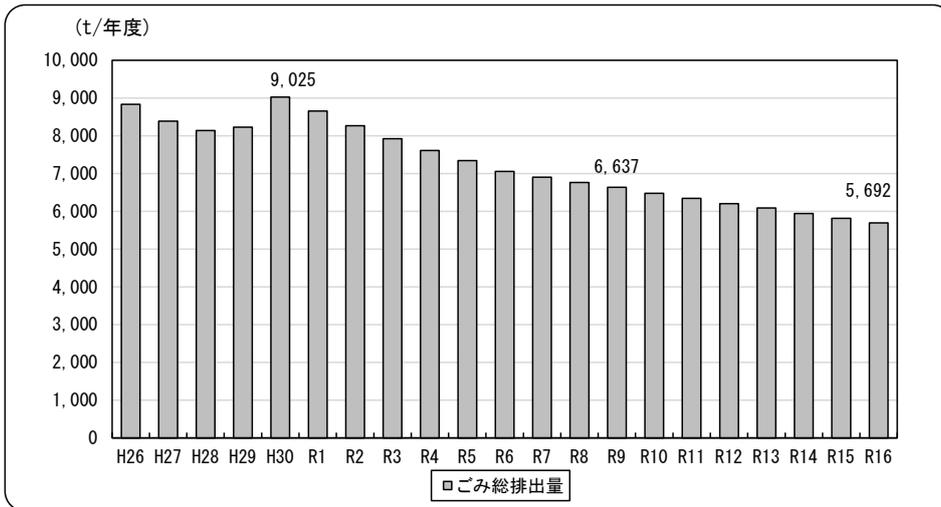


図 3-7-3 ごみ総排出量の目標推移 (排出削減後)

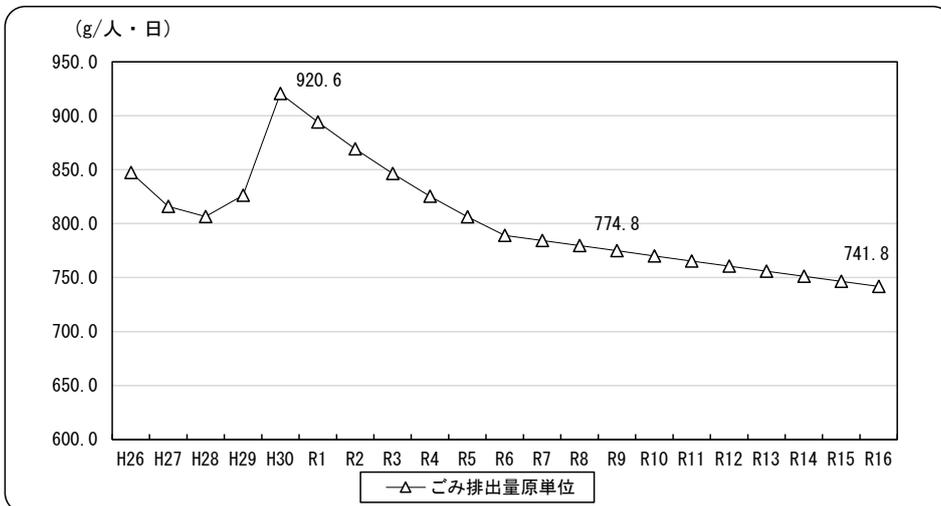


図 3-7-4 ごみ排出量原単位 (g/人・日) の目標推移 (排出削減後)

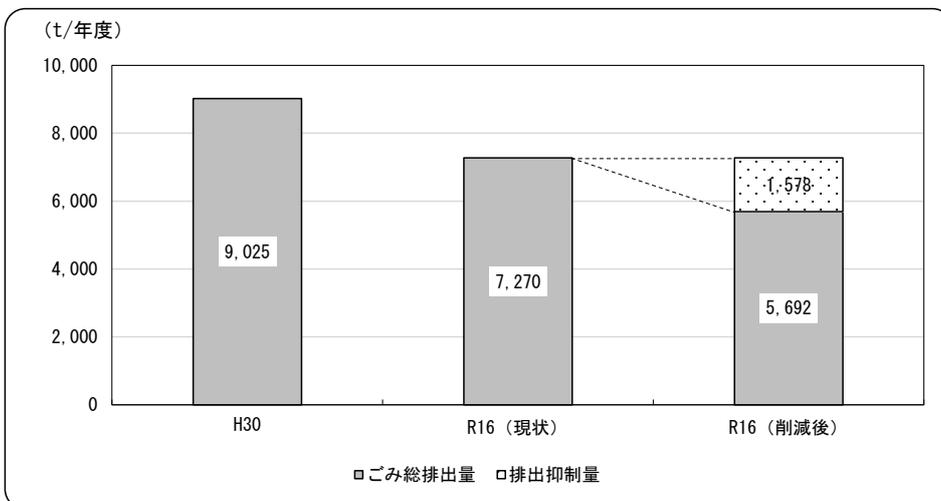


図 3-7-5 排出削減を行った場合のごみ総排出量

(3) 排出削減後のごみ処理量の推移

排出削減を考慮したごみ排出量に基づく種類別処理量の推移は、表 3-7-5 に示すとおりである。

表 3-7-5 種類別処理量の推移（排出削減後）

区分\年度	単位:t/年度		
	実績 H30	目標 R9 R16	
可燃ごみ(焼却・資源化)	6,824	5,053	4,334
生ごみ液肥化	239	188	162
焼却処理	6,824	5,056	4,337
焼却灰	725	531	455
飛灰	230	169	145
資源化			
金属類	143	113	97
ガラス類	235	207	178
ペットボトル	87	81	69
容器包装プラスチック	30	31	26
プラスチック類	2	1	1
廃食用油	9	7	6
その他	14	18	16
紙類	1,413	1,149	985
紙パック	8	6	5
紙製容器包装	22	10	9
布類	16	14	12
不燃・粗大ごみ	139	91	78
総資源化量	3,173	2,525	2,166
リサイクル率	35.2%	38.0%	38.0%
最終処分量	139	91	78
最終処分率	1.5%	1.4%	1.4%

排出削減後の令和 16 年度のリサイクル率の予測結果は 38.0%であり、目標である資源化率 40%を達成するためには、さらなる資源化促進を行う必要がある。

更なる資源化促進として、現在の分別収集の徹底を呼びかけるとともに、以下の方針を定める。

◆ 容器包装廃棄物の資源化

現在、焼却処理されている「その他プラスチック製容器包装」を分別して資源化することでリサイクル率の向上を図る。

その他プラスチック製容器包装発生量のうち 20%を回収

◆ 紙類のリサイクル率向上

近年、表 3-2-1 より可燃物の処理量が増加しており、原因としては、通信販売の普及による段ボールをはじめとした紙類の発生量の増加が考えられる。よって、今後は紙類のリサイクル率の向上を図ることとする。

紙類のリサイクル率を 1.0%向上

更なる資源化の促進を行った場合の種類別処理量の予測結果は、表 3-7-6 に示すとおりである。

この結果、計画目標年次である令和 16 年度におけるリサイクル率は 40.2%となり、資源化の目標である 40.0%以上を達成することが可能となる。

表 3-7-6 種類別処理量の予測結果（資源化促進後）

単位:t/年度

区分\年度	実績	目標	
	H30	R9	R16
可燃ごみ(焼却・資源化)	6,824	5,053	4,334
生ごみ液肥化	239	188	162
焼却処理	6,824	5,056	4,337
焼却灰	725	531	455
飛灰	230	169	145
資源化			
金属類	143	113	97
ガラス類	235	207	178
ペットボトル	87	81	69
容器包装プラスチック	30	82	94
プラスチック類	2	1	1
廃食用油	9	7	6
その他	14	18	16
紙類	1,413	1,186	1,042
紙パック	8	6	5
紙製容器包装	22	10	9
布類	16	14	12
不燃・粗大ごみ	139	91	78
総資源化量	3,173	2,614	2,291
リサイクル率	35.2%	39.4%	40.2%
最終処分量	139	91	78
最終処分率	1.5%	1.4%	1.4%

第8節 排出抑制・再資源化計画

1 排出抑制のための方策

ごみの排出を抑制し、排出されたごみを可能な限り再生・再資源化し、環境に負荷がかからないよう適正に処理・処分することがごみ処理の基本であり、ごみの排出抑制・再資源化が本計画の中で最重点課題と位置づけられる。

ごみの排出抑制・再資源化の促進にあたっては、大量生産・大量消費に代表される社会経済システムの見直しのみならず、ライフスタイルの見直しなど資源化と省資源を基本とした環境への負荷の少ないシステムをめざす必要がある。

そのためには、行政、住民及び事業者それぞれの役割分担を明確にし、三者が一体となってごみの発生を抑制していかなければならない。

従って、次のように行政、住民、事業者が一体となり、各々が適切に役割分担を果たしながら効果的な施策の推進に努める。

(1) 行政の役割（排出抑制策）

本市では、ごみの排出抑制を促進するため、住民、事業者及び行政の責任と役割分担を明確にし、以下の施策を講じていくものとする。

① 環境教育、啓発活動の充実

住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう市民団体とも協力しつつ新たな啓発手法の開発に努めるものとする。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において副読本を要した教育やごみ処理施設の見学などの教育啓発活動に積極的に取り組んでいく。

② ごみ減量化のための支援策

本市では、現在、生ごみ処理容器等の購入に対する補助金制度を設け、生ごみの堆肥化に対する支援を行っている。今後ともこれらの活動を発展的に継続させるため、必要に応じて支援内容の見直しを行うとともに、新しい支援策についても検討を進めていくものとする。

③ 事業系ごみの排出抑制指導

事業系一般ごみを排出する事業所に対して、古紙類の分別や生ごみの堆肥化等による排出抑制対策を講じるよう指導するとともに、多量排出事業所については減量化計画の策定を指導していくものとする。

④ ごみ処理料金の改定検討と資源化の促進

ごみの排出抑制方策として、現行の処理費用の改定（値上げ）を実施することで、経済的側面から意欲を引き出し、再資源化を促進していく。

⑤ **ごみ減量化・リサイクル協力店認定制度等の導入**

環境にやさしい商品の販売や、ごみの減量化・リサイクル活動に積極的及び自主的に取り組む小売店を協力店として認定する制度を導入していくものとする。

認定基準の一例を以下に示す。

- 買い物袋（マイバック）持参運動を推進し、レジ袋の削減に努めていること。
- 環境にやさしい商品を販売すると共に、消費者がこれらの商品を購入しやすいように工夫していること。
- 包装紙、袋等の簡素化など簡易包装を実践していること。
- 空き缶、空きびん、牛乳パック、食品トレイ等の容器を店頭回収していること。
- トレイ等使い捨て製品の使用削減（ばら売りの実施）に努めていること。
- 再利用可能な容器を使用する商品の販売に積極的に取り組んでいること。
- 広告、チラシ、事務用品等の使用抑制や再生紙の使用に積極的に取り組んでいること。
- 生ごみ処理機を導入して、店舗から出る生ごみの独自処理に取り組んでいること。
- その他、小売店独自の創意工夫によるごみ減量化とリサイクル活動に取り組んでいること。

⑥ **各種イベントの開催**

フリーマーケットやリサイクルフェアなど各種イベントを開催し、ごみの減量化やリサイクルに対する意識の高揚を図る。

⑦ **公共施設、公共事業における再生品の使用促進等**

事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパー等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材や廃材の再生品等の使用に努めるものとする。

⑧ **減量化体制の整備**

住民や事業者の代表にて構成する組織による活動を推進することにより、ごみの減量化、資源化の促進の具体的方策について検討するとともに、地域におけるごみの分別指導やごみの減量化を推進するための住民団体活動を支援する。

⑨ **食品ロス・食品廃棄物の排出抑制**

本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスについては、その削減に向けて、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査の実施に努めるとともに、食品ロス削減のため事業者や住民への呼びかけに努める。

(2) 住民の役割

住民は、ごみを排出する当事者として、市のごみ減量諸施策に協力し、実践していくものとする。

① 資源ごみ等の分別

本市が実施している資源ごみ等の分別収集に協力する。

② 生ごみの減量化

生ごみの3きり運動の推進（使いきり、食べきり、水きり）を行うとともに、本市が制定している補助金制度等を利用することで生ごみの堆肥化・減量化を行う。

- 料理や片づけで工夫（生ごみ自体を減らす）
- 料理中に濡らさない
- 捨てる前に乾かす
- 水切り用具（三角コーナー・通気式生ごみ保管容器等）の利用

③ 過剰包装等の自粛

買い物際には、買い物かごや買い物袋等を持参するよう努めるとともに、贈物等の際にも簡易包装のものを選ぶようにする。

また、ごみ減量化・リサイクル協力店等を積極的に利用する。

④ 各種イベントへの参加

ごみ減量及びリサイクルに関する各種イベント（フリーマーケットやリサイクルフェア等）へ積極的に参加する。

⑤ 販売店での引取依頼

家電4品目をはじめ、販売店等で引取可能なものは極力引き取ってもらうようにし、適正なルートでの処理・再生を行う。

⑥ 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、割り箸や紙コップ等の使い捨て品を極力使用しないようにする。

また、可能な限り、物をむだに消費しない生活スタイルを心がける。

(3) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って発生するごみを、自らの責任において適正に処理するとともに、製造・流通・販売の各段階におけるごみの排出抑制を行うものとする。

① ごみ排出事業者における排出抑制

- 事業活動にともなって発生するごみは、事業所内での排出抑制及び再生利用に努めるものとする。また、必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備する。
- 多量のごみを排出する事業所は、ごみ減量化計画を作成し、実行していく。また、事業者及び従業員のごみ減量化に関する意識の高揚を図っていく。
- 事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。
- 食品リサイクル法に基づき、生ごみの堆肥化・減量化を推進する。

② 製造事業者における排出抑制

- 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努める。
- 有効期限を長くできるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図る。
- 再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努める。

③ 流通業者・販売業者における排出抑制

- 過剰包装を行わず、適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行っていく。
- 使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努める。
- 容器包装等の回収ルートを整備に努める。
- 家電製品等については、極力引き取るよう努める。
- 消費者による買い物袋持参運動等に積極的に協力する。
- 消費者へ再生品の利用を促進していく。

④ その他

- 本市が実施するごみ減量施策に協力し、事業系ごみの減量化を推進していく。
- 事業者同士の情報交換や調査研究を進める。

2 再資源化計画

(1) 容器包装の資源化促進

本市では現在、容器包装ごみとして缶（スチール缶・アルミ缶）、びん（無色・茶色・その他）、ペットボトル、プラスチック類（トレイ）、古紙類、古布類の分別収集を行っている。

今後は、その他プラスチック製容器包装を分別収集して資源化を行うことを検討する。

表 3-8-1 容器包装の資源化計画

区 分		処理方法	将 来
金属類	スチール	分別収集後にマテリアルリサイクル推進施設で選別・圧縮	現行のとおり
	アルミ		
ビン類	無色	分別収集後にリサイクルセンターで選別	現行のとおり
	茶色		
	その他		
プラスチック類	ペットボトル	分別収集後にリサイクルセンターで選別・圧縮	現行のとおり
	プラスチック類 (トレイ)	分別収集後にリサイクルセンターで選別・圧縮	
	その他プラスチック製容器包装	分別収集後にリサイクルセンターで選別・圧縮を検討	分別収集後にリサイクルセンターで選別・圧縮
有害物質類	蛍光管	分別収集後にマテリアルリサイクル推進施設で選別	現行のとおり
	乾電池		
廃食用油		分別収集後にマテリアルリサイクル推進施設で選別	現行のとおり
紙類	段ボール	分別収集後に業者へ引き渡し	現行のとおり
	紙パック	分別収集後に業者へ引き渡し	
	その他紙製容器包装	分別収集後に業者へ引き渡し	

(2) 中間処理での資源化

可燃ごみのうち、生ごみは液肥化するための取組みを一部実施しており、継続・拡大に向け検討する。

不燃ごみ及び粗大ごみについては、最終処分場の前処理として破碎選別処理を行い、鉄類及びアルミ類等の回収を行うものとするとともに、小型家電の分別を行うことで資源化を促進する。

(3) 資源化促進後の再資源化量

資源化促進後の再資源化量（市全体）を表 3-8-2 及び図 3-8-1 に示す。

リサイクル率は、平成 30 年度の 35.2%に対して令和 16 年度には 40.2%となる。

表 3-8-2 再資源化量（資源化促進後）

単位:t/年度

区分\年度	実績	目標	
	H30	R9	R16
焼却処理(エネルギー回収推進施設焼却処理)			
焼却灰	725	531	455
飛灰	230	169	145
資源化計	955	700	600
生ごみ液肥化处理(生ごみ液肥化施設)			
生ごみ液肥化	239	188	162
資源化計	239	188	162
選別圧縮処理(リサイクル施設)			
金属類	143	113	97
ガラス類	235	207	178
ペットボトル	87	81	69
容器包装プラスチック	30	82	94
プラスチック類	2	1	1
廃食用油	9	7	6
その他	14	18	16
紙類	1,413	1,186	1,042
紙パック	8	6	5
紙製容器包装	22	10	9
布類	16	14	12
資源化計	1,979	1,726	1,529
資源化量	3,173	2,614	2,291
処理後資源化	1,714	1,398	1,223
直接資源化	1,459	1,216	1,068
集団回収量	0	0	0
ごみ総排出量	9,025	6,637	5,692
総資源化量	3,173	2,614	2,291
資源化率	35.2%	39.4%	40.2%

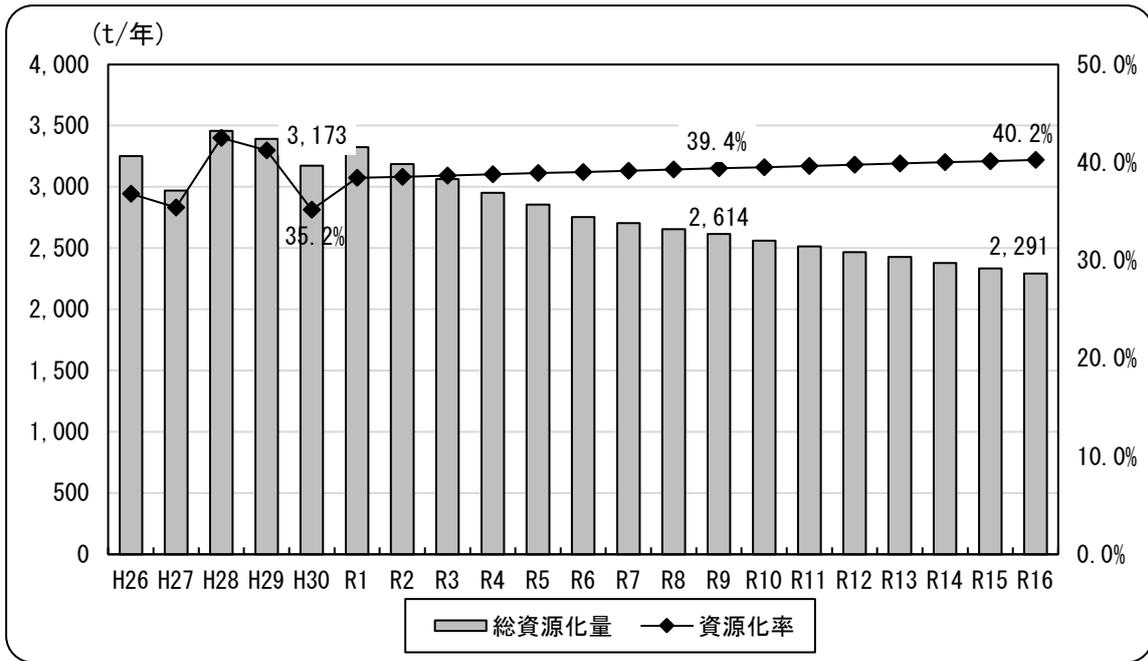


図 3-8-1 総資源化量、リサイクル率（資源化促進後）

第9節 ごみの適正処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の方法

① 計画収集区域

本市全域を収集対象区域とする。

② 分別収集区分

計画目標年度における分別収集区分を表 3-9-1 に示す。

表 3-9-1 目標年度における分別収集区分

分別区分	内 容 例	備 考
可燃ごみ	紙くず、布くず、プラスチック類、ビニール類、生ごみ、油付着品、紙おむつ、ぬいぐるみ、皮革類	
不燃ごみ	スプレー缶、傘、なべ、やかん、かま、時計、フライパン、使い捨てライター、ドライヤー、電気カミソリ、磁器、陶器、クリスタルガラス、光学ガラス、乳白製ガラス容器、ガラスキャップ、結晶化ガラス製品	金属類及びガラス、陶磁器類
資源ごみ	空缶類、空ビン類、プラスチック類、有害物質類、廃食用油、布類、古紙類、その他プラスチック製容器包装	素材別に排出側で分別
粗大ごみ	電化製品(家電 4 品目除く)、ガス器具、家具類、楽器、暖房器具、自転車類、遊具類	
受入れ・処理ができないごみ	家電 4 品目(エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫)、バイク、タイヤ、バッテリー、消火器、プロパンガスボンベ、建設廃材(コンクリート、石、ブロック、木材、瓦、土砂)、農業機械、油類、廃油、農薬・殺虫剤等の薬物及び容器、ペンキ等塗料、ハウスビニール、漁網、その他産業廃棄物	

③ 収集・運搬の方法

収集運搬については、表 3-3-1 に示した現行の収集・運搬方法のとおりとするが、必要に応じて収集回数の見直しを行っていくこととする。

(2) 収集・運搬の量

計画目標年度（令和16年度）における収集・運搬の量を表3-9-2に示す。

表3-9-2 収集・運搬の量（資源化促進後）

単位:t/年度

区分\年度		実績	目標	
		H30	R9	R16
計画収集人口(人)		26,858	23,402	21,024
生活系	可燃ごみ	5,162	3,827	3,217
	不燃ごみ	51	55	46
	資源ごみ	976	555	466
	その他ごみ	0	8	7
	粗大ごみ	91	121	102
	小計	6,280	4,565	3,837
事業系	可燃ごみ	1,662	1,216	1,090
	不燃ごみ	10	8	7
	資源ごみ	1,073	842	754
	粗大ごみ	0	5	5
	小計	2,745	2,071	1,856
合計		9,025	6,637	5,693

2 中間処理計画

(1) 中間処理の方法

計画目標年度（令和16年度）における中間処理の方法を表3-9-3に示す。また、図3-1-1に示した中間処理のフロー及び中間処理の方法は、現行の処理方法を継続させるものとし、ごみ量・ごみ質の変化に対応しながら、現状どおりの高度な公害防止対策を図るものとする。

表 3-9-3 中間処理の方法

ごみの種類		中間処理方法
可燃ごみ		クリーンセンターにて焼却処理し、処理残渣は再資源化する 一部の生ごみは分別収集後、資源化(液肥化)する
不燃ごみ		クリーンセンターにて破碎選別処理により鉄・アルミ・処理残渣に 選別し、鉄・アルミは資源として回収、処理残渣は焼却及び埋立 処分とする
粗大ごみ		
資源ごみ	金属類	リサイクルセンターにて選別・圧縮後、資源として回収する 生ビンのみ収集後、市の保管庫にて保管後、資源として回収する
	ビン類	
	ペットボトル	
	プラスチック類	
	紙類	収集後、業者へ引き渡す

(2) 中間処理の量

計画目標年度（令和16年度）における中間処理の量を表3-9-4に示す。

発生量が減少することに加え、現在焼却処理されているごみの一部が資源化されることにより、焼却量は平成30年度に対して約37%の減少が見込まれる。

表 3-9-4 中間処理の量（資源化促進後）

区分\年度	単位:t/年度		
	実績	目標	
	H30	R9	R16
焼却処理(エネルギー回収推進施設)	6,585	4,865	4,173
生ごみ液肥化处理(汚泥再生処理センター)	239	188	162
破碎選別圧縮処理(マテリアルリサイクル推進施設)	2,118	1,817	1,607
合計	8,942	6,870	5,942

3 最終処分計画

(1) 最終処分の方法

最終処分の方法は、現行の処分方法を継続させるものとし、埋立量の減量化に努めるとともに、埋立物の安定的な処分を推し進め、現状どおりの高度な公害防止対策を図るものとする。

なお、埋立対象物は、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎処理残渣とする。

(2) 最終処分量

計画目標年度（令和16年度）における最終処分量を表3-9-5、図3-9-1に示す。最終処分量は、平成30年度に対して61tの減少が見込まれる。なお、最終処分率は平成26年度から平成30年度までの5年間の実績により算出した1.4%を維持するものとした。

表 3-9-5 最終処分量（資源化促進後）

区分\年度		単位:t/年度		
		実績	目標	
		H30	R9	R16
ごみ総排出量		9,025	6,637	5,692
最終処分	破碎処理残渣	139	91	78
	合計	139	91	78
	最終処分率	1.5%	1.4%	1.4%

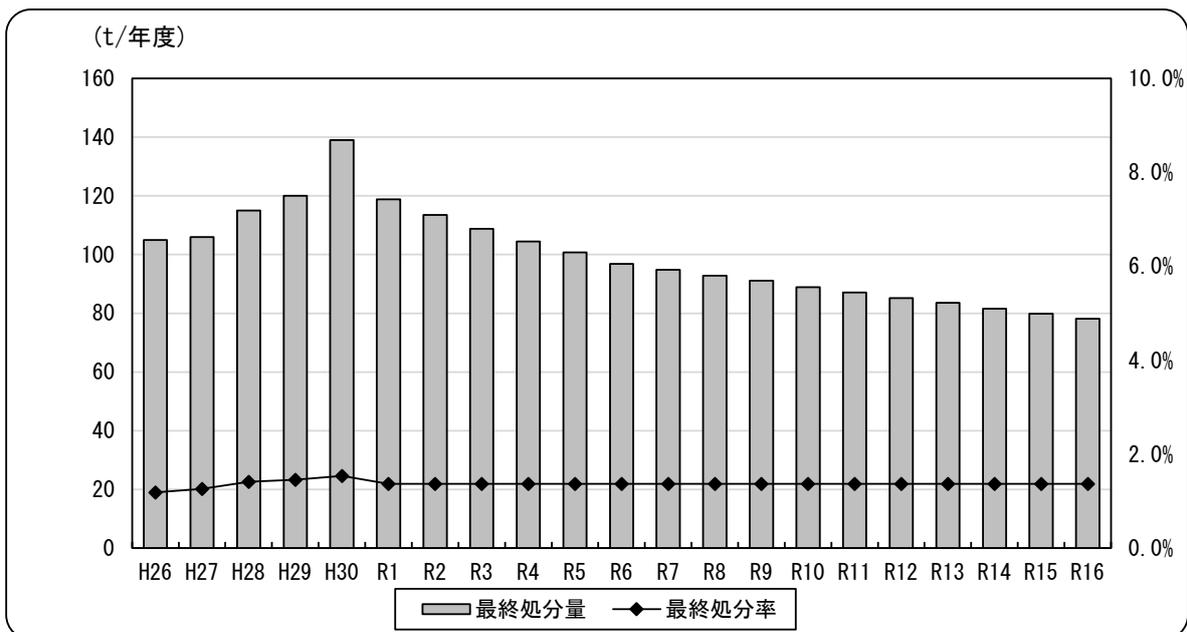


図 3-9-1 最終処分量、最終処分率（資源化促進後）

4 その他関連計画

(1) 適正処理困難物等の対処方針

① 適正処理困難物

旧厚生省が昭和63年に発表した「事業者による製品物の廃棄物処理困難性自己評価に関する技術マニュアル・解説」では、適正処理が困難な廃棄物という概念を以下のとおり整理している。

- 除去、無害化の困難な有害物質、環境汚染物質またはその原因物質を含有しているなどの主として化学的、生物学的な性状。
- 総重量が極めて重い、容積、体積が極めて大きい、圧縮、破砕が極めて困難であることなどの主として物理的な性状。
- 爆発性を有する等の処理施設を損傷する、または作業従事者の安全衛生をそこなうおそれを有するもの。

また、廃棄物処理法第6条の3では、適正処理困難物について、「厚生大臣は、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照してその適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものを指定することができる」とし、市町村長は事業者に対して、「処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる」としており、厚生省告示第51号（平成6年3月14日）により、適正処理困難物として以下の4品目が指定された。

- 廃ゴムタイヤ（自動車用）
- 廃テレビ（25型以上）
- 廃電気冷蔵庫（250ℓ以上）
- 廃スプリングマット

このうち、テレビと冷蔵庫については、家電リサイクル法の施行に伴い、平成13年度からは洗濯機やエアコンとともに業者回収が義務づけられることとなった。

本市においても、「壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」にて、収集・処理できないごみを規定しているが、今後は必要に応じて追加等の見直しを検討していくものとする。

② 特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康または生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有するものを特別管理一般廃棄物として区分し、以下のものが指定されており、処分方法についても厚生省告示第194号（平成4年7月3日）で定められている。

- PCBを使用する部品（廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジ）
- 排水銀（水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀）
- ごみ処理施設において生じるばいじん（集じん施設によってあつめられたもの）
- ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じるばいじん、燃え殻、汚泥（ダイオキシン類を3 ng/g を超えて含有するもの）
- 感染性一般廃棄物

本市では、上記特別管理一般廃棄物については、専門の業者による処理を指導しており、今後もその保管、運搬、処分等については適正な指導を行っていくものとする。

(2) 不適正排出、不法投棄対策

ごみの不適正排出や不法投棄に対しては、以下に示すような対策の導入を検討していくものとする。

① 不適正排出対策

ごみ袋以外での排出、指定以外の分別区分ごみへの混入等による不適正排出を防止するためには、以下に示すような対策を継続して行う。また、野焼き等の不適正処理に対しては、徹底した指導及び監視を行うものとする。

ア) 指定ごみ袋への対策

- ごみ袋の中身が見えるようにすることで、他区分のごみの混入を確認する。
- ごみ袋を記名式にして、排出者を特定しやすくし、ごみの排出に関する意識向上を図る。

イ) 収集方法に関する対策

- ごみの収集場所に指導員を配置し、ごみの排出に関する指導を行う。

ウ) 広報

- 各家庭へ配布する冊子や広報等を活用して、ごみの分別区分等に関する情報の周知を行う。

<周知を行う内容の例>

ごみの排出方法

ごみの種類別の分別区分

ごみの収集を行う日を示したカレンダー

② 不法投棄対策

不法投棄に対しては、以下に示すような対策の導入を検討していくものとする。

ア) 不法投棄されたごみの撤去

ごみが不法投棄されている場所には、更なる不法投棄が起りやすいため、不法投棄されたごみを撤去することにより、新たな不法投棄を抑制する。(心理的な効果。)

イ) 不法投棄が頻発する場所の管理

不法投棄されやすい場所を適切に管理するとともに、看板や人感ライト・スピーカー(人間の体温を感知した場合に照明が点灯するとともに、スピーカーからメッセージが流れるもの)の設置、車両侵入防止柵の設置、プランターや花壇の設置等を検討する。

ウ) 地域活動

不法投棄対策への地域住民の参加を促し、不法投棄への関心を高めることで不法投棄をしにくく、またされにくくする。ここでは、住民参加型の不法投棄されたごみの撤去イベントや、住民と警察のコミュニケーションを促し、情報提供等で住民が協力して犯罪を抑止する取り組みなどがある。

エ) 投棄者への指導等

不法投棄者の特定又は推定を重点的に行い、投棄者に対する指導や投棄者の廃棄物処理法に基づく告発を強化して行う。

なお、廃棄物処理法では廃棄物を捨てた者（いわゆる不法投棄をした者）は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定されている。

オ) 監視

不法投棄が頻発する場所での張り込みや監視カメラの設置、パトロール、住民からの不法投棄に関する情報提供の依頼等により監視を行う。

(3) 災害廃棄物処理計画

震災や水害等の大規模災害発生時には、老岐市地域防災計画書に基づき適切な対処をするとともに、以下の事項についても検討を進めることとする。

① 災害時の組織体制

ア) 連絡体制の確立

災害時の連絡体制を確立するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図る。

イ) 収集業者との連携体制の確立

災害時の連絡体制や収集体制について、平常時から収集委託業者や許可業者と協議を行い、災害時収集協定を結ぶ。

② 災害廃棄物の適正処理体制

ア) 仮置場の確保

処理施設が稼働不能状態になった場合や多量の災害廃棄物の発生に備え、ごみの仮置場を確保しておく。

イ) 周辺自治体と緊急処理設備の確保

多量の災害廃棄物(建築の被災、解体に伴う廃棄物)の処理に備え、緊急用処理設備を周辺自治体と協力して確保しておくことを検討する。

ウ) 事前広報の実施

平常時に広報紙等により、災害時における適正処理に向けた対策の周知徹底を図る。

エ) 被災初期における収集・処理対策

被災初期において、感染症対策上から生ごみを優先収集することや、公園・空地をごみの集積所とすること、収集できず放置するごみへの消毒等の対策について検討する。

第4章 吉崎市における循環型社会の構築

第1節 島内完結型の循環利用のあり方

1 循環型社会のイメージ

(1) 国の循環型社会形成推進基本計画

国の循環型社会形成推進基本計画では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念が循環型社会である。

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

図4-1-1に国の循環型社会形成推進基本計画における循環型社会のイメージを示す。

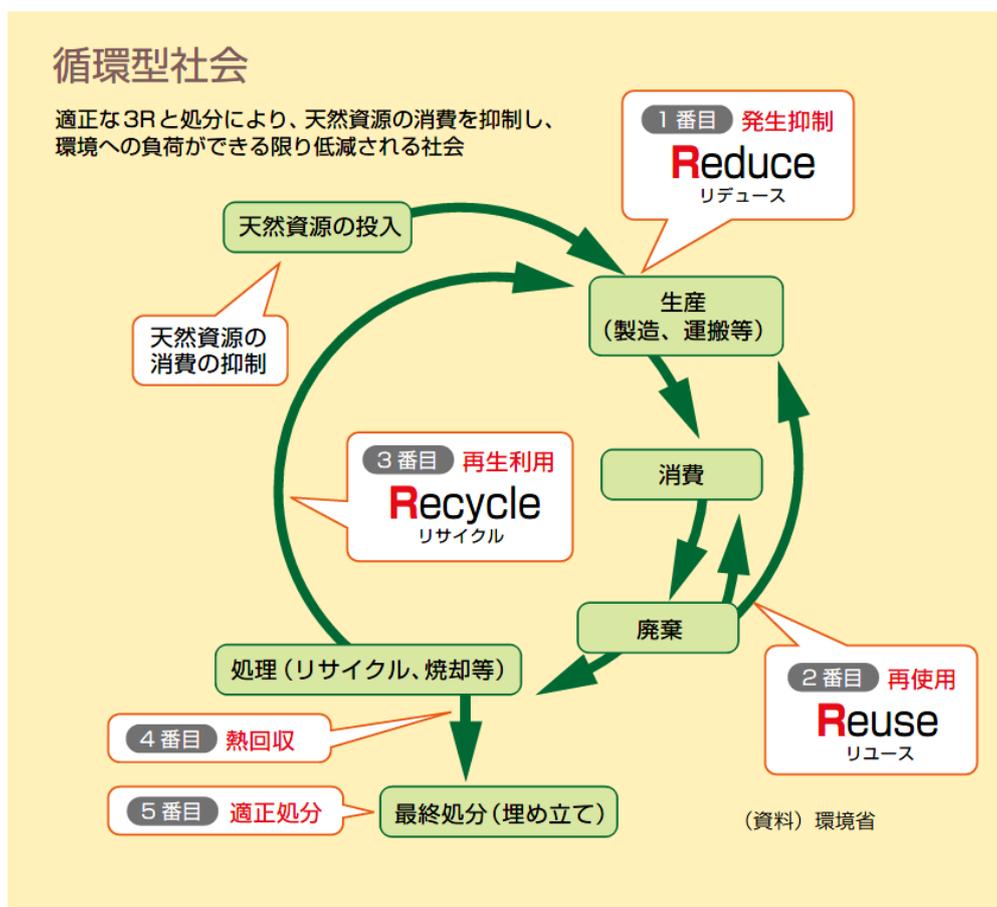


図4-1-1 国の循環型社会形成推進基本計画における循環型社会のイメージ

出典：3R まなびあいブック（大人向け）（環境省）

(2) 長崎県廃棄物処理計画

長崎県廃棄物処理計画では、“ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」”を目指す将来像と定めて、循環型社会の構築を目指している。

図4-1-2に長崎県廃棄物処理計画における循環型社会のイメージを示す。



図4-1-2 長崎県廃棄物処理計画における循環型社会のイメージ

(3) 吉崎市における循環型社会のイメージ

本市では、国及び県の掲げる循環型社会のイメージを参考に、島内で完結できる循環型社会のあり方を検討するものである。

基本方針の項でも述べたが、総合計画における基本的方向である「持続可能な適正処理（施設等）及び循環資源の有効活用」、「排出抑制及びリサイクルの推進（ごみ減量化、4Rの推進）」を念頭に置いた『環境にやさしい資源循環型社会の構築』にふさわしいイメージとする。

具体的な取り組むべき内容として、以下に事項を掲げている。

- ① 長期間の施設稼働を見据えた適切な維持・管理の実施
- ② 廃棄物の有効活用により省資源・省エネルギー活動を推進するとともに、市民・事業者・行政が一体となって資源循環ごみ処理システムを構築
- ③ 海洋プラスチックごみ問題など社会問題への対応を意識した市民・事業者・行政の一体的な排出抑制対策及び分別・リサイクル率の向上推進
- ④ 「その他プラスチック製容器包装」の分別収集及び資源化の検討
- ⑤ 生ごみリサイクルの推進

2 島内完結型の循環利用のあり方

本市の貴重な資源である自然環境を残し伝えることと循環利用とを関連付けて、市民の参加意識を高めるために、以下の方策を推し進めていくこととする。

ただし、島内で完結しえない事項については、島外との連携を深めながら、循環型社会構築に向けて取り組んでいくものとする。

■生ごみ、蓄尿、焼酎製造滓、洗米水を利用して「液肥」を生成し、市民に還元使用を促す。

- ・現在、事業系及び一部のモデル地域を対象としているが、処理施設の能力不足により実施地域の拡大ができない状況
- ・処理施設の整備や新たなリサイクル方法について検討を行う

■プラスチック製容器包装の分別、資源化を進める。

- ・実現の可能性調査や実施のための検討を進め、将来的に市内全域に展開
- ・プラスチック製容器包装の分別回収により可燃ごみの減量化
→焼却量の減少へつなげる
→CO₂排出量の抑制へ大きく貢献（CO₂排出量全体の77%に寄与）

■小型家電の分別、資源化を進める。

- ・不燃ごみ中の小型家電を処理施設内で分別する
- ・小型家電を分別→資源化することにより破碎ゴミの減量化→埋立量の減少へつなげる

第2節 CO₂排出量の推計

1 背景

(1) 国の動向

国は、令和2年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け様々な検討を行っている。

(2) 県の動向

長崎県廃棄物処理計画では、「ゴミゼロながさき」の実現のための取組を推進するにあたって、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、二酸化炭素の排出が少ない低炭素社会に向けた取組や自然の恵みを楽しみ継承する自然共生社会に向けた取組と統合した取組を推進していくとしている。

(3) 市の動向

吉岐市統合計画では、循環型社会の構築の主要施策において、「環境にやさしい社会の構築」を掲げており、CO₂の排出削減達成目標を定めている。

また、本市は、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、SDGs 未来都市に選定されており、さらにその中でも先導的な取組として、「自治体 SDGs モデル事業」に選定されている。本市の SDGs 未来都市計画の中では、「2030年のあるべき姿」の実現に向けた優先的なゴールにおいて CO₂の排出削減達成目標を掲げている。

2 CO₂排出量の状況

本市の平成30年度のごみ処理事業に伴い排出されたCO₂排出量値（温室効果ガス排出量をCO₂に換算）を表4-2-1に示す。CO₂排出量は年間約440万kg-CO₂で、1人1日当たり0.45kg-CO₂であり、このうち中間処理過程での発生量が98%を占めており、中でも廃プラスチックの焼却に伴う排出量が全体の77%を占めている。

CO₂排出量は廃プラスチックの燃焼が大きく寄与することから、プラスチックの発生抑制を進めていくとともに、資源化促進の目標としているその他プラスチック製容器包装のリサイクル向上を促進していくことで、CO₂排出量の削減を目指す。

表4-2-1 CO₂排出量（平成30年度）

区分	CO ₂ ガス排出量		1人1日当たり 排出量 (kg-CO ₂ /人・日)	備考
	(kg-CO ₂ /年)	構成比		
収集・運搬過程	燃料使用	87,947	2.0%	ガソリン、軽油
	車両走行	14,579	0.3%	小型貨物(ガソリン・軽油) 特殊貨物(軽油)
	計	102,525	2.3%	0.01
中間処理過程	燃料使用	78,344	1.8%	灯油
	電気使用	706,504	16.1%	
	焼却処理	126,339	2.9%	準連続燃焼式
	廃プラスチック	3,386,819	77.0%	
	計	4,298,006	97.7%	0.44
合計	4,400,532	100.0%	0.45	

※1人1日当たり排出量の算出には、苓崎市一般廃棄物処理事業実態調査の人口（平成30年度時）を用いた。

